

平成29年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会議録

日時：平成29年10月13日（金）

13:30～15:00

場所：佐倉市役所1号館3階会議室

出席者 委員 覚正会長、阿部副会長、今井委員、金子委員、
関根委員、田部井委員、
事務局 飯島総務部長、須合行政管理課長、橋本行政管理班長、鈴木主
査補、飯野主査補
説明者 市民課 川島課長、福田主査補、鶴澤主査補
情報システム課 青木主査、清宮主任主事

傍聴人 2人

審議会開催に先立ち、総務部長から挨拶がありました。

1 審議

(1) 証明書コンビニ交付におけるオンライン結合による外部提供について(諮
問)

会長

それでは、審議事項(1)について、事務局から説明をお願いします。

行政管理課

今回の諮問事項は、証明書コンビニ交付におけるオンライン結合となります。

事務局から今回の諮問に係る個人情報保護条例の条文についてのご説明をさせ
ていただきます。『個人情報保護事務の手引き』の34ページをご覧ください。

第10条は「オンライン結合による外部提供等」に関する規定でございます。

第1項には、「実施機関は、法令に定めがあるとき又は公益上の必要その他相当
の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認め
られるときでなければ、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合(保
有個人情報を実施機関以外のものが隨時入手し得る状態にするものに限る。以下
「オンライン結合」という。)により、外部提供をしてはならない。」と規定され
ております。

また、第2項には、「実施機関は、オンライン結合による外部提供を新たに開始
し、又はその内容を変更しようとするときは、法令に定めがある場合を除き、あ

らかじめ審議会の意見を聴かなければならない。」と規定されています。

今回諮問させていただく事項は、市民課が所掌しております、証明書コンビニ交付に係る事務に関する事務についてございます。

証明書コンビニ交付においては、住民票の写しや、印鑑登録証明書といった証明書を、申請者に交付するまでの過程において、地方公共団体情報システム機構という外部の団体に対し、オンライン結合で当該証明書に係る個人情報の外部提供を行うことから、条例第10条第2項の規定により、審議会のご意見を伺うものでございます。

事務の概要につきましては、市民課から説明をさせていただきます。

市民課

それでは、証明書コンビニ交付におけるオンライン結合による外部提供についてご説明させていただきます。

お手元にお配りをさせていただいております資料「証明書コンビニ交付におけるオンライン結合による外部提供について」をご覧ください。

資料の1ページをお願いいたします。

1. 諒問事項につきまして、佐倉市個人情報保護条例第10条第2項において、「オンライン結合による外部提供を新たに開始し、又はその内容を変更しようとするときは、法令に定めがある場合を除き、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。」とされているところでございますが、証明書コンビニ交付につきましては、法令等において、実施が義務付けられているものではないことから、今回、お諮りしようとするものになります。

続きまして、2. 個人情報を取り扱う事務の名称及び概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

今回、新たに証明書コンビニ交付事業を開始しようとするところですが、この証明書コンビニ交付事業につきましては、マイナンバー制度により取得する「個人番号カード」を使用し、年末年始12月29日から1月3日を除く午前6時30分から午後11時までにおいて、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機（以下「キオスク端末」といいます。）から、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票、課税（所得）証明書及び非課税証明書といった証明書を取得できるサービスとなります。

資料にも記載をさせていただきましたとおり、生活習慣が多様化した市民にとって、各種証明書の取得機会が増えますことから、市民の利便性を向上させることを目的に、平成30年2月1日より、本事業を開始しようとするものとなります。

続きまして、3. 証明書コンビニ交付サービスについてでございますが、証明書コンビニ交付の流れをご説明させていただきます。

証明書コンビニ交付サービスを受けるためには、利用者用電子証明書が搭載された個人番号カードが必要となります。

資料の2ページの図にて、ご説明をさせていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。

図の左側“コンビニ事業者等”の枠でございます。

申請者は、個人番号カードをコンビニ店舗に設置されたキオスク端末に掲げることにより、電子署名を行った後、キオスク端末のタッチパネルを操作することにより、申請内容の入力を行います。

図の“店舗”から“証明書交付センター”に向かっております矢印のとおり、入力しました申請内容につきましては、利用者証明用電子証明書などと合わせ、キオスク端末よりJ-LISの証明書交付センターに送信されます。

次に図の中央でございますが、証明書交付センターは、申請情報に施された電子署名の有効性を確認するとともに、J-LISの公的個人認証サービスセンターに利用者証明用電子証明書の有効性の照会を行い、申請情報が途中で改ざんがなされていないことや個人番号カードを保有する本人からの申請であることの確認を行います。

申請が有効であると確認できた後、図の“証明書交付センター”から“地方公共団体”に向かっております矢印のとおり、証明書交付センターは、佐倉市が構築します証明発行サーバに対して、発行要求を行います。

申請を受け取った証明発行サーバでは、申請内容に基づき、申請者の証明書情報をPDF化し、このPDF化した画像データを、今度は、図の“地方公共団体”から“証明書交付センター”に向かっております矢印のとおり、証明書交付センターに送付し、証明書交付センターは、当該画像データに対し、印字後の改ざん防止のための画像処理を行い、申請者の使用に係るキオスク端末に対して送信します。

申請者の使用に係るキオスク端末に交付を求めている証明書に相違ないかといった案内が表示され、申請者が相違ない旨をチェックし、手数料を課金ラックに入金すると、証明書が印字・出力される仕組みとなっております。

続きまして、4. 個人情報を取り扱う組織と所掌する事務の名称についてでございますが、市民部市民課が所管しております「住民票の写し」、「印鑑登録証明書」、「戸籍記載事項証明書」、「戸籍の附票」、そして、税務部市民税課が所管しております「課税（所得）証明書及び非課税証明書」が証明書コンビニ交付において、取り扱うものとなります。

なお、5. 提供する個人情報の対象者の範囲及び項目に記載してございますが、住民票の写しを例にとりますと、氏名、出生の年月日、男女の別、世帯主の氏名及び世帯主との続柄、戸籍の表示、住民となった年月日、従前の住所といった通常窓口にて交付をさせていただいております証明書と概ね同一の個人情報を送付

するものとなります。

なお、住民基本台帳には、個人番号の記載もございますが、証明書コンビニ交付において送付する情報に個人番号は含まないものとします。

6. 電子計算機の結合先以降の説明につきましては、技術的な説明となりますことから、担当よりご説明をさせていただきます。

市民課

それでは、6. 電子計算機の結合先以降についてご説明させていただきます。

6. 電子計算機の結合先についてでございますが、結合先は、「J-LIS が整備・運営する証明書交付センターシステム」となります。

7. 電子計算機を結合する理由についてでございますが、先ほど、課長よりご説明をさせていただきましたとおり、証明書コンビニ交付の実施にあたっては、J-LIS が整備・運営する証明書交付センターシステムを介して、各コンビニ店舗のキオスク端末からの申請受付、及び証明の交付、手数料の徴収を行う必要があるためでございます。

8. 電子計算機の結合条件についてでございますが、証明書交付センターシステムと結合いたします佐倉市の証明発行サーバは、DMZ と言います外部ネットワーク及び内部ネットワークの緩衝地帯に設置し、外部ネットワークと内部ネットワークが直接通信できないようにするほか、外部ネットワークと証明発行サーバ間、証明発行サーバと内部ネットワーク間には、ファイヤウォール等通信制御機器を設け、証明書交付センターシステム以外の外部からの証明発行サーバへの通信を遮断し、また、証明発行サーバより内側の内部ネットワークへの侵入を阻止します。

なお、証明発行サーバそれ自体につきましては、鍵、監視機能、警報装置等によって許可されていない者の立入りが制限される電子計算機室に設置します。

また、証明発行サーバと証明書交付センター間の通信は、地方公共団体を相互に接続する行政専用ネットワークとして、既に利用され、高い安全性が担保されている LGWAN を使用します。

続きまして、9. オンライン結合による外部提供する場合の措置に関する基準への適合性についてでございます。佐倉市個人情報保護条例第 10 条第 1 項の規定に基づきオンライン結合による外部提供を実施する際に講ずべき措置として定められており、本項で証明書コンビニ交付についての適合性についてまとめております。

お手元にございます「佐倉市オンライン結合による外部提供に関する基準 第 4」を合わせてご覧ください。

基準では相手方が講ずる全般的な措置、管理的な措置、実施機関が講ずる技術的な措置が定められているところですので順を追ってご説明いたします。

まず、相手方が講ずる全般的な措置についてですが、佐倉市と J-LIS 間において、「証明書等自動交付事務委託契約書」を締結し、当該契約において、個人情報の管理、個人情報の消去や個人情報保護に関する管理体制等に関することを規定いたします。

また、J-LIS においては、「個人情報保護基本方針」において、目的外利用の排除、外部提供の制限、職員に対する教育の実施、個人情報保護監査責任者の選任と定期的な個人情報保護の取組状況に係る監査の実施について規定をしています。

J-LIS とコンビニ事業者間におきましても、「証明書等自動交付事務委託契約書」を締結しており、これにより、個人情報の管理、個人情報の消去や個人情報保護に関する管理体制等に関することが規定されています。

なお、直営店のみならず、フランチャイズ契約を締結している加盟店についても、J-LIS とコンビニ事業者間における「証明書等自動交付事務委託契約書」において、フランチャイズ契約により不正行為を禁止する旨の規定が置かれており、個人情報保護措置が取られることとなっております。

ちなみに、コンビニ店舗の従業員についても、就業規程、及び研修の実施により不正行為の排除を図るとともに、コンビニ店舗の従業員は、証明から交付までの一連の手続において、紙詰まり、用紙切れなどのキオスク端末に係る限定的な障害対応しか行わず、基本的に証明書コンビニ交付においては、コンビニ店舗の従業員は介在しないこととなっていることから、不正操作等が排除されるとともに、暗証番号や申請内容の秘密は保護されるとされています。

次に、相手方が講ずる管理的な措置といたしまして、J-LIS では、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 認証の維持等により、セキュリティの確保及び個人情報の保護に万全を期しているとしているほか、J-LIS では、管理責任について、「個人情報保護基本方針」のなかで、個人情報保護監査責任者の選任について規定をしており、電子計算機の監視についても、証明書交付センターシステム及びネットワークの監視、ログの記録を行うこととしているほか、セキュリティ対策に関する規程等により、電子計算機の設置場所への入退室管理、施錠管理を行い、外部からの不正な侵入を排除しています。

また、証明書交付センターシステムにおいては、証明書データを保持しない仕組みとなっており、これにより証明書データそれ自体に対する不正アクセスはできないものとなっております。

コンビニ事業者におきましても、J-LIS とコンビニ事業者間において締結されている「証明書等自動交付事務委託契約書」において、コンビニ事業者には、個人情報取扱責任者を選定し、この個人情報取扱責任者を通じ、個人情報保護の徹底が図られるよう証明書コンビニ交付事務に従事する者に対する教育訓練、各種安全対策の実施等を適切に行うことが求められています。

このほか、J-LIS とコンビニ事業者間において締結されている「証明書等自動

交付事務委託契約書」において、コンビニ店舗のオーナー及び従業員がキオスク端末へアクセスすることは、施錠により物理的に排除されているほか、パスワードによる排除もなされています。

また、キオスク端末につきましても、証明書データを印刷後消去する仕組みとなっており、これにより証明書データそれ自体に対する不正アクセスを防止しています。

次に、佐倉市が講ずる技術的な措置についてでございますが、先ほどもご説明させていただきましたが、それ自体につきましては、鍵、監視機能、警報装置等によって許可されていない者の立入りが制限される電子計算機室に設置するほか、証明発行サーバへのアクセスにはパスワードを必要とすることにより、不正なアクセスを排除いたします。

なお、通信回線につきましては、キオスク端末と証明書交付センターシステム間におきましては、専用回線を、証明書交付センターシステムと証明発行サーバ間におきましては、LGWAN を使用することにより、証明書コンビニ交付に係る通信が保護されるとともに、通信内容につきましても、暗号化通信（SSL 通信）により、傍受による漏えい対策が図られています。

次に、障害の予防及び回復についてでございますが、J-LIS が定める障害発生時の対応方針において、市町村、J-LIS、コンビニ事業者は、各々の責任分界点の範囲内におけるシステムの稼働状況の監視、ログの取得と解析について実施し、障害発生時には、関係者間で連絡と復旧対処を行うこととしています。

佐倉市が構築する証明発行サーバについても、稼働監視機能を実装しており、また、障害対策として、証明発行サーバにおいて、システムのバックアップ及びデータベースのバックアップを実施するものとしています。

なお、J-LISでは、「証明書交付サービス業務手引書」にて、障害時の対応フローを定めており、証明書コンビニ交付サービスに市町村が参加する場合、当該手引書に基づく対応が求められており、佐倉市では、障害発生時の第一報は、市民課にて受けた後、J-LISからの指示や佐倉市情報セキュリティポリシーに基づき、情報システム課等とともにに対応することとします。

続きまして、10. その他の個人情報の保護措置についてでございます。

その他の保護措置といたしまして、通信の安全性対策、電子証明書における対策、証明書における対策についてご説明いたします。

まず通信の安全性対策ですが、先ほどもご説明をさせていただきましたとおり、通信回線は、専用回線が用いられているところでございます。ただし、証明書交付センターと公的個人認証サービスセンター間の通信につきましては、インターネット回線を用いて行われるところでございます。しかし、これにつきましては、通信される情報は、電子証明書の有効性確認に係る情報のみとなっており、個人情報の通信は行われないものとなっております。

次に、電子証明書における対策でございますが、証明書コンビニ交付サービスにおいては、本人認証のため、個人番号カードに搭載されます電子証明書を用いる旨、ご説明をさせていただいたところでございますが、この電子証明書には、暗証番号が登録されています。

証明書コンビニ交付という電子申請にあたっては、申請者は、まず電子証明書が搭載された個人番号カードをキオスク端末にかざし、暗証番号の照合を行うことにより、電子証明書を呼び出すこととなっており、個人番号カードがあったとしても、暗証番号の照合を行うことができなければ、申請を行うことはできないことから、第三者による成り済まし申請はできることとなります。

また、紛失・盗難等により個人番号カードが第三者の手に渡り、電子証明書の暗証番号も知られた場合であっても、申請の都度、電子証明書の有効性の確認を行っていることから、利用者が個人番号カード及び電子証明書の停止、失効の申し出を行うことで、第三者による成り済まし申請を排除することが可能となっています。

次に、発行証明書における対策でございますが、証明書コンビニ交付サービスでは、偽造防止用紙（専用紙）ではなく、普通紙を利用することから、証明書交付センターでは、市の証明発行サーバから送信された証明書に、牽制文字、スクランブル画像及び偽造防止検出画像処理を行うことで偽造及び改ざん防止を実施しています。

まず、牽制文字でございますが、これは、複写による偽造、改ざんを牽制する文字を出力するための地紋、及び注意を促す文言が証明書の両面に印字されるものとなります。

スクランブル画像につきましては、証明書画像データに暗号化処理を行ったスクランブル画像、及び当該画像を暗号化した際の暗号化キーを示すQRコードが証明書の裏面に印字され、次ページにございます「スクランブル画像の復号画像化の流れ」により、偽造や改ざんの有無を確認することができるものとなります。

偽造防止検出画像につきましては、目視で確認できる画像、及び目視で確認できる画像に埋め込まれた画像が証明書の裏面に印字され、認証器具、赤外線カメラになりますが、これを用いることで、埋め込まれた画像を確認することができます。

複写された証明書の場合、目視で確認できる画像のみが複写されますので、赤外線を用いた際に、埋め込まれた画像が確認できない仕組みとなっております。

証明書コンビニ交付に関する説明は、以上となります。

御審議の程、よろしくお願ひいたします。

会長

質問はありますか。

委員

県内では15団体ということですが団体名は?

市民課

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、柏市、成田市、鴨川市、浦安市、印西市、白井市、南房総市、山武市、芝山町、横芝光町です。

委員

コンビニ交付制度を導入した団体の状況や市民の方の感想などは確認していますか。

市民課

マイナンバーカードの普及程度の問題や、マイナンバーカードの申請時に電子証明書の搭載を不要としたため、コンビニで証明書が発行できないということがあったとのことです。

2 報告

(1) マイナンバー制度における情報連携による外部提供について

会長

続きまして、報告事項(1)について、事務局から説明をお願いします。

行政管理課

マイナンバー制度における情報連携による外部提供についてご報告します。

こちらは、先ほどのコンビニ交付事業と異なり、実施することが法律によって義務付けられています。したがいまして、コンビニ交付は諮問という形をとっていますが、こちらは報告ということになります。それでは資料の1ページと2ページをご覧ください。

平成27年10月から、マイナンバー制度の導入により、個人番号の通知が始まりました。皆さまのところにも紙の通知カードが届いたと思います。勤め先に通知カードのコピーを提出した方もいらっしゃるかもしれません。そして、約2年後の平成29年7月18日から、地方公共団体も含めた行政機関等において情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が開始されました。

この「情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携」がマイナンバー制度の柱となります。

情報連携の説明の前に、マイナンバーの制度の概要について説明させていただ

きます。

個人番号とは、住民票を有する方1人1人に付される、12桁の番号です。外国人も、住民票があれば個人番号が付されることとなります。重複なく、皆違った番号が付されるので、番号により個人を特定することができます。

マイナンバーが始まる前はどのような仕組みで行政事務を行っていたかというと、国や県や市も、システム管理をする必要性から、識別するための番号は持っていましたが、国、県、市ごとにバラバラの番号でした。

どのように事務を行っていたか、事例を交えて説明します。例えば今日、他市から佐倉市に転入してきた人が児童手当を申請したとします。児童手当は所得制限があるのですが、その所得情報は1月1日に住民票があった市町村が把握しているので、佐倉市ではわかりません。したがって、申請者は八千代市から所得証明書を、手数料を払って発行してもらい、それを佐倉市に提出することになります。

それがマイナンバー制度によりどうなるかというと、他市と佐倉市の間で情報提供ネットワークシステムを使用して所得の情報をやり取りすることとなるので、申請者は証明書を他市から取得して佐倉市に提出する必要がなくなります。これが情報連携です。

また、情報連携とは別の話ですが、マイナンバーのメリットをもう1つ説明します。

会社で働いている人は、会社からもらう給料から、税金を支払う必要があります。佐倉市民を雇っている会社は、1年間その人にいくらの給料を支払ったか、毎年初めに佐倉市役所に報告する必要があります。2つ以上の会社で働いている人については、複数の報告が来るので、これを住所や名前、生年月日から、名寄せしています。

マイナンバーを使えば、この作業を容易かつ確実に行うことができます。

マイナンバー制度の目的は、主に3つあります。資料の3ページをご覧ください。

1つめは行政の効率化です。

先ほどの児童手当の例でいうと、他市は所得のデータを所得証明書という紙の情報に変換し、その提出を受けた佐倉市はデータ管理するために、紙の情報からデータ入力するという作業をしていますが、これを直接データでやり取りすることで効率化することができます。

また、先ほどの名寄せの例でいうと、人は結婚や養子縁組で氏が変わることもあるので、人力での名寄せは手間がかかります。共通の番号があればこれを省力化できます。

2つめは国民の利便性の向上です。

先ほどの児童手当の例でいうと、申請者は手数料を払って市役所から証明書を

取り寄せ、わざわざ市役所に出向いて佐倉市に証明書を提出する必要がなくなります。

3つめは公平・公正な社会の実現です。

先ほどの名寄せの例でいうと、複数の所得がある人もきちんと行政が把握して、控除額もきちんと計算することで、税を適正に徴収し、他の納税者との不公平を正すことができます。

まとめますと、マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同じ人の情報であることの確認を行うことの基盤となるもので、社会保障・税制度の効率性や透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための制度といえます。

行政の効率化、国民の利便性の向上を図るために、複数の機関の間において、それぞれの機関が管理している同じ人の情報を紐づけし、相互に活用する情報連携を実施します。

マイナンバーは、社会保障、税、災害対策分野における行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会を実現することを目的としています。

従来は、行政手続の際に添付される書類に記載されている人物と申請者が本当に同一人物かを照合する、いわゆる名寄せや転記等に相当時間がかかっていましたが、行政機関間における情報連携を行うことで、それらの時と労力が大幅に削減され、手續が正確で迅速に行えることになり、行政の効率化が図られます。

次に、行政手続の際に、申請者が関係機関から課税証明書等の必要書類を集めて添付する必要がありましたが、情報連携により、情報の授受を行政機関側で行うことでき、申請者が添付する書類を省略し、手続の簡素化を図ることにより、利便性の向上が図られます。

また、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくするため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けことを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことにより、公正・公平な社会の実現を図っていきます。

マイナンバー制度は、次に3つの仕組みから成り立っています。5ページをご覧ください。

1つ目は、付番です。住民票を有する全ての国民に重複することのない唯一無二の番号(マイナンバー)を付番する仕組みです。

2つ目は、情報連携でございまして、複数の機関間において、それぞれの機関ごとにマイナンバーやそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐づけし、相互に活用する仕組みです。これにより、添付書類を省略するなど、住民に対するサービスを充実させます。また、連携させる個人情報の種別やその利用事務は、法律で限定されています。今まででは本人から同意を取れば自由に個人情報を利用することができましたが、マイナンバーでは法律に定めがなければ他の

目的で個人情報を利用することはできません。

3つ目は、本人確認でありまして、個人が自分が自分であることを証明し、また、個人が自分のマイナンバーの真正性を証明するための仕組みでありまして、成りすましを防止し、正確な情報連携をするためにも不可欠な仕組みとなっています。

以上が、マイナンバー制度の概要です。

次に、安全性の問題として、情報連携について御説明します。10ページをご覧ください。

番号法におきましては、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、その提供できる場合を限定していますが、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携は認められています。マイナポータルという自分の特定個人情報のやり取りを確認するためのトレーサビリティーのような仕組みが用意されていますので、情報提供ネットワークシステムを介さず電子メールでやり取りするようなことは認められません。

情報連携とは、国の機関や地方公共団体等において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けして、相互に活用する仕組みのことと、情報提供ネットワークシステムを活用することが義務付けられています。

情報提供ネットワークシステムとは、国の機関や地方公共団体等が、相互に特定個人情報(個人番号を含む個人情報)をやり取りするオンラインシステムのことと、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信方法で情報連携が行われ、総務大臣が設置・管理するものです。

では、どのような安全措置が講じられているかですが、11ページと12ページをご覧ください。

情報連携は、自治体中間サーバーといいうもの介して行われます。自治体中間サーバーとは、情報連携において、情報提供ネットワークシステムと自治体の既存の業務システムとの情報のやり取りの仲介を担うシステムです。

具体的には、既存の業務システムが保有する情報のうち、情報連携に必要なものを自治体中間サーバーに副本として登録しておき、情報照会があった際に、自治体中間サーバーから即時に提供します。直接自治体間でやり取りをするのではなく、間にワンクッション置くような形です。

中間サーバーを介する理由といたしましては、まず、情報提供ネットワークシステムにトラブルが発生した場合でも、既存の業務システムには影響を及ぼさず、自治体中間サーバーまでにとどめることができる点、それから、照会に回答する際に必要な情報を抽出する機能を自治体中間サーバーのみに持たせることで、既存の業務システムの改修コストを抑えることができる点があげられます。

自治体中間サーバーは、当初は地方公共団体ごとに設置する計画でしたが、同

様のシステムを個別に開発し、個別に設置することは非効率ですので、集約して共同化、クラウド化することになりました。

中間サーバーは、西日本センターと東日本センターの2か所に設置されておりまして、ハードウェア仮想化という技術を用いて、1つのハードウェアを複数のサーバーに見立てて利用する技術を応用しています。同一プラットフォーム上の個々の中間サーバーは、それぞれの団体ごとに管理され、別々のハードウェアで運営されているのと同等の独立性が担保されています。イメージとしては、1つの一戸建て住宅に複数人が住んでいるのではなく、マンションのように、1つの建物ですがそれぞれ区画されてプライバシーが確保されているような形です。

また、中間サーバー上に保持される特定個人情報の副本データ上には、個人番号は保有されておらず、団体ごとに割り当てられる符号により管理されますので、個人番号により情報を名寄せ管理するなどの行為ができないように工夫されております。また、東西のセンターで相互にバックアップを行い、災害時の業務継続性を担保する仕組みとなっています。

自治体中間サーバーとのやり取りも、各地方公共団体のシステムは、行政専用のネットワークいわゆるLGWANにより接続され、機能が提供されています。

14ページの図は、マイナンバー制度における情報連携の具体的な流れについて、情報照会・提供機関Aと都道府県・市町村との間で、Xさんという住民の地方税情報の照会・回答するケースを示したものです。

まず、図の①により情報照会・提供機関Aは、Xさんの地方税を識別するための「符号A」を付して、都道府県・市町村に対して、情報提供ネットワークシステムを介して地方税情報を照会します。情報連携にマイナンバーは一切用いないこととしています。「符号A」とは、情報提供ネットワークシステムによって情報照会・提供機関Aに割り振られた符号です。なお、「符号A」はマイナンバーからではなく、住民票コードを基に生成され、当該符号から住民票コードを割り出すことはないようにしてあります。

次に、図の②により、情報提供ネットワークシステム（コアシステム）において、適切な照会であるか確認し、「符号A」を「符号C」に変換して、都道府県・市町村へ接続します。「符号C」は、情報提供ネットワークシステムによって都道府県・市町村に割り振られた①と同様、暗号化された符号です。

最後に③ですが、「符号C」が付された情報照会は、中間サーバーが受領します。中間サーバーには、Xさんの地方税情報が副本として登録されており、「符号C」などと紐付けて情報管理されています。都道府県・市町村は、情報照会・提供機関Aに対し、中間サーバーに登録されているXさんの地方税情報を回答します。なお、この回答は、情報提供ネットワークシステムを介すこととなりますが、「コアシステム」は経由しません。したがって、コアシステムには個人情報が蓄積されない仕組みになっています。

16ページをご覧ください。

情報連携は、今までどおり、各機関が分散して管理している個人情報について、情報提供ネットワークを介して行われます。したがって、個人情報が1か所に一元管理されるのではございません。

最後に、システム面における保護措置について御説明します。18ページをご覧ください。

情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行う際には、マイナンバーを直接用いるのではなく、機関別に異なる符号を用いることになります。この仕組みにより、仮にある機関で個人情報の漏えいがあった場合でも、他の機関とは遮断され、個人情報が芋づる式に漏えいしない仕組みとなっております。

マイナンバー制度導入後におきましても、各機関で管理している個人情報については、引き続き各機関が管理することになります。つまり、国税に関する情報は税務署が、年金に関する情報は年金事務所が、児童手当や生活保護に関する情報は各市町村が、というように、これまでどおり分散して管理され、特定の機関にすべての個人情報が一元管理されることはありません。

中間サーバーでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバーを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとなっております。また、各業務におきましては、アクセス権限の定期的な見直しを行い、権限のないものが特定個人情報にアクセスできないようにしています。

中間サーバーと既存の業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保しています。

また、情報の送受信に当たっては、通信を暗号化することで、安全性を確保しています。

マイナンバー制度における情報連携による外部提供についての報告は以上です。

会長

質問はありますか。

各委員

(質問なし)

(2) 平成28年度情報公開制度の実施状況について

会長

報告事項(2)について、事務局から説明をお願いします。

行政管理課

平成28年度佐倉市情報公開制度実施状況報告書に基づいて報告します。平成28年度の開示請求の処理状況ですが、延べ89人の方から225件の公文書について開示請求がありました。開示の内容については、全部開示が106件、部分開示が112件で開示した文書の合計は218件となっております。そのほか不存在が1件、取下げが6件となっております。

実施機関別開示請求に係る公文書の主な内容及び件数ですが、市長部局が182件、上下水道事業管理者が22件、議会が1件、監査委員が4件、選挙管理委員会7件、教育委員会9件で、合計225件となっております。

主なものとしては、支出負担行為兼支出命令書(市長公用車に係る給油(ガソリン代))に関するものが43件で約19.1パーセント、保険証券に関するものが15件で約6.6パーセントでございました。

不開示理由別内訳につきましては、部分開示及び不開示となった事例は113件でございます。不開示の理由といたしましては、個人情報によるものが94件、法人等情報が79件、事務事業執行情報が15件となっております。

開示請求者の状況につきましては、89人の方から請求があり、請求者の内訳といたしましては、市内にお住まいの方が38人、市外の方が3、法人等が48という内訳となっております。

情報公開・個人情報保護委員に対する相談・苦情等の申出はありませんでした。

市政情報の公表につきましては、市政情報の公表に関する要綱第3条各号に該当するものとして、375件の市政に関する情報を公表しています。主な内容として、第12号その他の市長ダイアリー、会議録等が239件で、その他は第10号統計の町丁別人口、第5号環境、保健衛生等の空間放射線量率の測定についてが主な内容として挙げられます。公表の方法につきましては、市政資料室に配架しているものが266件、ホームページで周知しているものが247件という状況となっております。

審議会等の会議の公開に関する運用状況につきましては、平成28年度におきましては、67の審議会等が94回の会議を開催しております。公開した会議の回数は89回、非公開とした会議の回数は5回です。その他に7の審議会から会議において個人情報を取り扱うこと等を理由として、その全部を原則として非公開とする旨の決定書が提出されております。これらの審議会等の会議の回数は264回あり、うち241回が介護認定審査会となっております。

市政資料室の利用状況につきましては、平成28年度は5,133人の方に利用されております。

続いて、平成28年度情報公開制度実施状況報告書の資料編がございますが、具体的な開示請求の処理状況一覧等が記載されており、開示請求制度の実施状況

について、平成8年度から平成28年度までの請求件数を載せております。平成27年度と比較しますと、平成27年度が請求件数61件、公文書件数が173件でしたが、平成28年度は請求件数89件、公文書件数が225件でありまして、請求件数で28件、公文書件数で52件増加しております。

平成29年度につきましては、8月末現在の段階で開示請求の件数は19件、公文書件数は68件となっております。内訳については、都市計画税課税状況調査及び作成資料に関する文書が35件で全体の約51%を占めております。

情報公開制度の実施状況報告につきましては以上となります。

会長

質問はありますか。

各委員

(質問なし)

(3) 平成28年度個人情報保護制度の運用状況について

会長

報告事項(3)について、事務局から説明をお願いします。

行政管理課

平成28年度個人情報保護制度運用状況報告書について報告させていただきます。保有個人情報取扱事務の届出等についてですが、平成28年度末の保有個人情報取扱総数は645件です。内訳は、福祉部が119件と一番多くなっています。保有個人情報取扱事務の届出事項は、戸籍的事項が645件中644件で99.8%となっております。

保有個人情報取扱事務に係る目的外利用の状況について、平成28年度に行われた目的外利用は11件です。なお、経常的な目的外利用として届け出られるものは除かれております。

保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について、平成28年度において実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る外部提供は277件です。主な外部提供先については、警察署が145件となっており、刑事訴訟法第197条第2項による照会となっております。

保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求の件数並びにその処理状況ですが、平成28年度は25人の方から26件の公文書の開示請求があり、全部開示が16件、部分開示が7件、不存在が2件、取下げが1件となっております。主なものは、要介護認定に係る介護認定調査票・主治医意見書が13件、住民票請求書

が3件となっております。

訂正及び利用停止請求の件数及びその処理状況については、平成28年度はありませんでした。

情報公開・個人情報保護委員に対する相談・苦情の申出等につきましては、平成28年度はありませんでした。

また、資料編の中で、外部提供の状況や、目的外利用の状況について一覧で掲載しておりますが、個人情報保護制度の運用状況について、平成17年度からの実績を載せています。以上でございます。

会長

質問はありますか。

各委員

(質問なし)

3 その他

会長

ないようでしたら、3のその他として、各委員から何か御意見、御確認等がありましたらお願いします。

各委員

(意見等なし)

会長

最後に審議事項（1）につきまして確認させていただきます。審議事項（1）につきましては、御了承いただけましたので、市長に対し答申書を提出したいと思います。文面につきましては、会長一任でよろしいでしょうか。

各委員

(了承)

会長

本日の審議事項及び報告事項（1）～（3）は終了しましたので、平成29年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会を終了いたします。

平成29年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成29年10月13日(金)

午後1時30分から

佐倉市役所1号館3階会議室

1 審 議

- (1) 証明書コンビニ交付におけるオンライン結合による外部提供について
(諮問)

2 報 告

- (1) マイナンバー制度における情報連携による外部提供について
- (2) 平成28年度情報公開制度の実施状況について
- (3) 平成28年度個人情報保護制度の運用状況について

3 その他の事項



証明書コンビニ交付におけるオンライン結合による外部提供について

1. 質問事項

証明書コンビニ交付の実施にあたり、佐倉市個人情報保護条例第10条第1項において制限されている通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合により住民票の写し等の情報を地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」といいます。）に外部提供することについて

2. 個人情報を取り扱う事務の名称及び概要

(1) 名称

証明書コンビニ交付事業

(2) 概要及び事務の目的

現在、生活習慣の多様化により、人々が昼夜を問わず活動しており、単身世帯、又は共働き世帯も増加しています。そして、佐倉市は、その市街地形成の経緯から、市外への通勤、通学者が多いという特徴もあります。

証明書コンビニ交付は、マイナンバー制度により取得する「個人番号カード」を使用し、年末年始 12月 29 日から 1月 3 日を除く午前 6 時 30 分から午後 11 時までにおいて、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機（以下「キオスク端末」といいます。）から、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票、課税（所得）証明書及び非課税証明書といった証明書を取得できるサービスであり、上記のように生活習慣が多様化した市民にとって、各種証明書の取得機会が増えることになります。

以上のことから、証明書コンビニ交付事業は、市民の利便性を向上させることを目的に平成 30 年 2 月 1 日より実施するものです。

3. 証明書コンビニ交付サービスについて

証明書コンビニ交付の流れを以下に示します。

(1) 申請者は、コンビニ店舗に設置されたキオスク端末にて申請を行い、キオスク端末より J-LIS の証明書交付センターに申請情報が送信されます。

この申請の際、個人番号カードに搭載された利用者証明用電子証明書を利用して電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書として、申請情報の送信と併せ、個人番号カードに搭載された利用者証明用電子証明書を送信します。

(2) 証明書交付センターは、申請情報に施された電子署名の有効性を確認するとともに、J-LIS の公的個人認証サービスセンターに利用者証明用電子証明書の有効性の照会を行います。

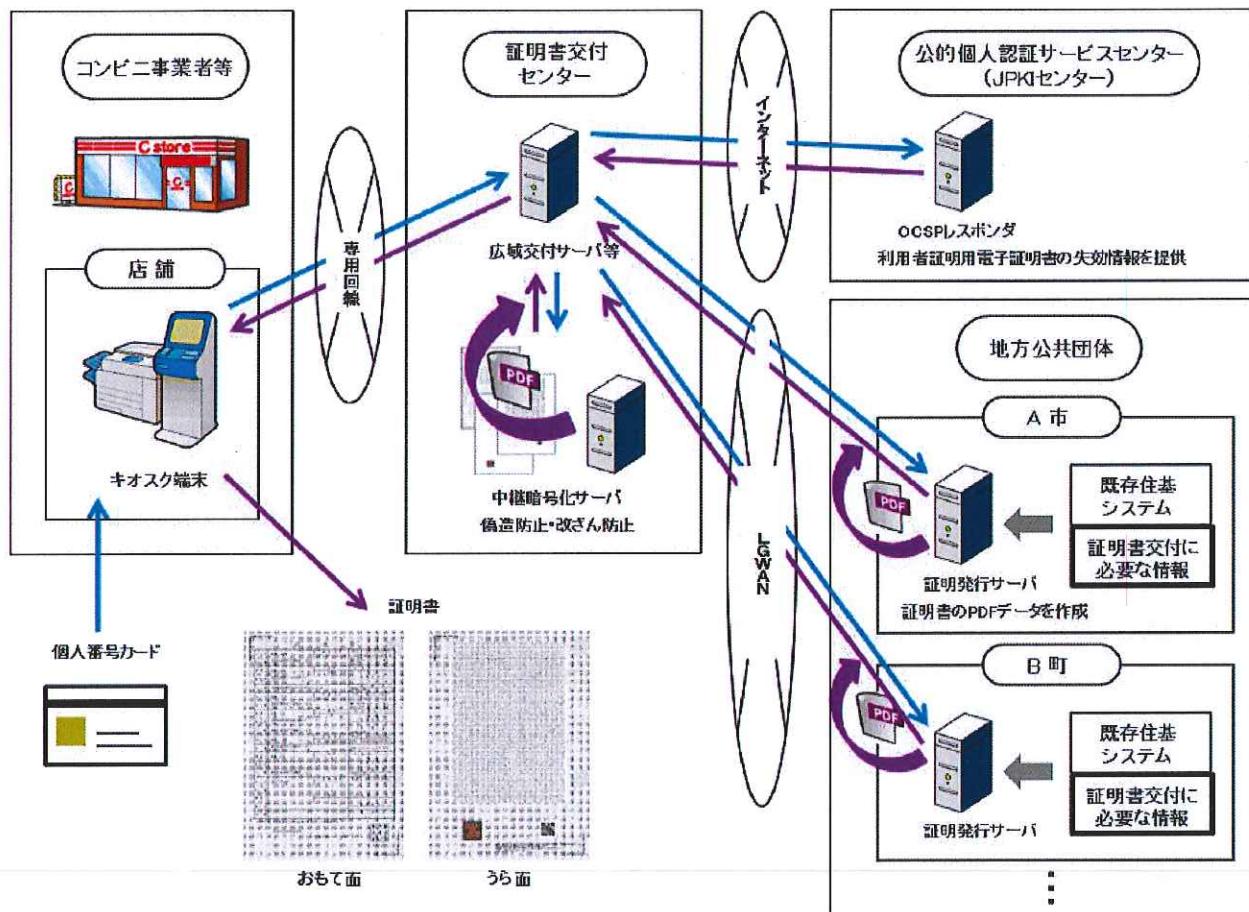
(3) 電子署名の有効性と利用者証明用電子証明書の有効性を確認することにより、申請情報が途中で改ざんがなされていないことや個人番号カードを保有する本人からの申請であることが証明され、当該申請が有効であることが確認できます。

申請が有効であると確認できた後、証明書交付センターは、申請内容によって対象市町村の証明書画像データを創成するサーバ（佐倉市が構築する証明発行サーバ 以下「証明発行サーバ」といいます。）に対して、発行要求を行います。

(4) 市町村の証明発行サーバは、申請内容に基づき、申請者の証明書情報をPDF化し、このPDF

化した画像データを、証明書交付センターに送付します。

- (5) 証明書交付センターは、当該画像データに対し、印字後の改ざん防止のための画像処理を行い、申請者の使用に係るキオスク端末に対して送信します。
- (6) 申請者の使用に係るキオスク端末に交付を求めている証明書に相違ないかといった案内が表示され、申請者が相違ない旨をチェックし、手数料を課金ラックに入金すると、証明書が印字・出力されます。



4. 個人情報を取り扱う組織と所掌する事務の名称

(1) 市民部市民課

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍記載事項証明書、戸籍の附票の交付事務

(2) 税務部市民税課

課税（所得）証明書及び非課税証明書の交付事務

5. 提供する個人情報の対象者の範囲及び項目

各証明書に記載される以下の個人情報を画像情報に変換してJ-LISに提供します。

| 証明書の種類 | 対象者 | 証明の項目 |
|--------|-------------|--|
| 住民票の写し | 佐倉市に住所を有する者 | 氏名、出生の年月日、男女の別、世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄、戸籍の表示、住民となった年月日、住所及び市内で新たに住所を |

| | | |
|-------------------|------------------------|--|
| | | 変更したものについてはその住所を定めた年月日、新たに市内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所 (外国人のみ) 国籍等、外国人住民となった年月日、住民基本台帳法第30条の45に規定する区分、在留資格、在留期限、在留カード等の番号 |
| 印鑑登録証明書 | 佐倉市に住所を有する者で印鑑の登録を行った者 | 印影の写し、氏名、生年月日、男女の別、住所 |
| 戸籍記載事項証明書 | 佐倉市に本籍を有する者 | 本籍及び戸籍筆頭者の氏名、氏名、出生の年月日、戸籍に入った原因及び年月日、実父母の氏名及び実父母との続柄、養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄、夫婦については、夫又は妻である旨、他の戸籍から入ったものについてはその戸籍の表示、その他法務省令で定める事項 |
| 戸籍の附票 | 佐倉市に本籍を有する者 | 本籍及び戸籍筆頭者の氏名、氏名、住所、住所を定めた年月日 |
| 課税(所得)証明書及び非課税証明書 | 賦課期日時点において佐倉市に住所を有する者 | 賦課期日時点の氏名、住所、生年月日 課税年度、所得金額の合計及び内訳、控除額の合計及び内訳、控除対象配偶者の有無、扶養人數、障害者人數、控除に係る本人該当の有無、課税標準額及び内訳、税額及び内訳 |

6. 電子計算機の結合先

J-LIS が整備・運営する証明書交付センターシステム

7. 電子計算機を結合する理由

「3. 証明書コンビニ交付サービスについて」に記載したとおり、証明書コンビニ交付の実施にあたっては、J-LIS が整備・運営する証明書交付センターシステムを介して、各コンビニ店舗のキオスク端末からの申請受付、及び証明の交付、手数料の徴収を行う必要があることから、証明書交付センターシステムに本市のシステムを結合するものです。

8. 電子計算機の結合条件

証明発行サーバは、外部ネットワーク及び内部ネットワークの緩衝地帯（「DMZ」といいます。）に設置し、外部ネットワークと内部ネットワークが直接通信できないようにします。

また、外部ネットワークと証明発行サーバ間、証明発行サーバと内部ネットワーク間には、ファ

イヤウォール等通信制御機器を設け、証明書交付センターシステム以外の外部からの証明発行サーバへの通信を遮断し、また、証明発行サーバより内側の内部ネットワークへの侵入を阻止します。

証明発行サーバについて、証明書画像データの創成のために必要な住民情報、印鑑情報、税情報等を取得するために必要となる既存住民情報システムとの通信を除き、内部との通信を遮断します。

なお、証明発行サーバは、鍵、監視機能、警報装置等によって許可されていない者の立入りが制限される電子計算機室に設置します。

証明発行サーバと証明書交付センター間の通信は、地方公共団体を相互に接続する行政専用ネットワークとして、既に利用され、高い安全性が担保されている LGWAN を使用します。

9. オンライン結合による外部提供する場合の措置に関する基準への適合性

証明書コンビニ交付につきましては、以下のとおり、「佐倉市オンライン結合による外部提供に関する基準」第4に適合するものとなっています。

(1) 必要性に関する基準

「2. 個人情報を取り扱う事務の名称及び概要」参照

(2) 相手方が講ずる措置に関する基準

(ア) 全般的な措置に関する項目

・J-LIS における措置について

佐倉市と J-LIS 間において、「証明書等自動交付事務委託契約書（市町村－J-LIS 間）」を締結し、当該契約において、個人情報の管理、個人情報の消去や個人情報保護に関する管理体制等に関することが規定されます。

また、J-LIS においては、「個人情報保護基本方針」において、目的外利用の排除、外部提供の制限、職員に対する教育の実施、個人情報保護監査責任者の選任と定期的な個人情報保護の取組状況に係る監査の実施について規定をしています。

・コンビニ事業者における措置について

J-LIS とコンビニ事業者間においても、「証明書等自動交付事務委託契約書（J-LIS－コンビニ事業者間）」を締結しており、個人情報の管理、個人情報の消去や個人情報保護に関する管理体制等に関することが定められています。

なお、フランチャイズ契約を締結している加盟店についても、J-LIS とコンビニ事業者間における「証明書等自動交付事務委託契約書（J-LIS－コンビニ事業者間）」において、フランチャイズ契約により不正行為を禁止する旨の規定が置かれており、個人情報保護措置が取られています。

また、コンビニ店舗の従業員についても、就業規定、及び研修の実施により不正行為の排除を図るとともに、コンビニ店舗の従業員は、証明から交付までの一連の手続きにおいて、紙詰まり、用紙切れなどのキオスク端末に係る限定的な障害対応しか行わず、基本的に証明書コンビニ交付においては、コンビニ店舗の従業員は介在しないこととなっていることから、不正操作等が排除されるとともに、暗証番号や申請内容の秘密は保護されるとされています。

なお、キオスク端末に個人番号カードを長時間放置した場合には、警報音が発生する仕組みとなっており、カードの置き忘れによる紛失を防止しているほか、キオスク端末から交付された証明書や個人番号カードを利用者が置き忘れ、取扱店で回収した場合は、取扱店において、遺失物として警察に届けることとが「証明書等自動交付事務委託仕様書」において定められています。

(イ) 管理的な措置に関する項目

・J-LIS における措置について

J-LIS では、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 認証の維持等により、セキュリティの確保及び個人情報の保護に万全を期しているとしています。

また、J-LIS では、管理責任について、「個人情報保護基本方針」のなかで、個人情報保護監査責任者の選任について規定をしており、電子計算機の監視についても、証明書交付センターシステム及びネットワークの監視、ログの記録を行うこととしているほか、セキュリティ対策に関する規定等により、電子計算機の設置場所への入退室管理、施錠管理を行い、外部からの不正な侵入を排除しています。

なお、証明書交付センターシステムにおいては、証明書データを保持しない仕組みとなっており、これにより証明書データそれ自体に対する不正アクセスを防止しています。

・コンビニ事業者における措置について

J-LIS とコンビニ事業者間において締結されている「証明書等自動交付事務委託契約書 (J-LIS－コンビニ事業者間)」において、コンビニ事業者には、個人情報取扱責任者を選定し、この個人情報取扱責任者を通じ、個人情報保護の徹底が図られるよう証明書コンビニ交付事務に従事する者に対する教育訓練、各種安全対策の実施等を適切に行うことが求められています。

また、電子計算機の監視についても、キオスク端末をはじめとするコンビニ事業者の管理範囲にあるシステム及びネットワークの監視、証明書の交付日時等のログの記録を行い、障害発生時にはログの解析を行うこととしています。

このほか、J-LIS とコンビニ事業者間において締結されている「証明書等自動交付事務委託契約書 (J-LIS－コンビニ事業者間)」において、コンビニ店舗のオーナー及び従業員がキオスク端末へアクセスすることは、施錠により物理的に排除されているほか、パスワードによる排除もなされています。

なお、キオスク端末においては、証明書データを保持しない（印刷後消去される）仕組みとなっており、これにより証明書データそれ自体に対する不正アクセスを防止しています。

(3) 実施機関が講ずる技術的な措置に関する基準

(ア) 不正アクセスの排除に関する項目

証明発行サーバは、鍵、監視機能、警報装置等によって許可されていない者の立入りが制限される電子計算機室に設置し、証明発行サーバへのアクセスにはパスワードを必要とすることにより、不正なアクセスを排除します。

また、通信回線について、キオスク端末と証明書交付センターシステム間においては、専用回線を使用し、「8. 電子計算機の結合条件」に記載のとおり、証明書交付センターシステムと証明発行サーバ間においては、LGWAN を使用することにより、証明書コンビニ交付に係る通信が保護されるとともに、通信内容につきましても、暗号化通信（SSL 通信）により、傍受による漏えい対策が図られています。

(イ) 障害の予防及び回復に関する項目

J-LIS が定める障害発生時の対応方針において、市町村、LGWAN、J-LIS、コンビニ事業者は、各々の責任分界点の範囲内におけるシステムの稼働状況の監視、ログの取得と解析について実施し、障害発生時には、関係者間で連絡と復旧対処を行うこととしています。

佐倉市が構築する証明発行サーバについても、稼働監視機能を実装しており、また、障害対策として、証明発行サーバにおいて、システムのバックアップ及びデータベースのバックアップを実施するものとしています。

また、J-LIS では、「証明書交付サービス業務手引書」にて、障害時の対応フローを定めており、証明書コンビニ交付サービスに市町村が参加する場合、当該手引書に基づく対応が求められています。佐倉市では、障害発生時の第一報は、市民課にて受けた後、J-LIS からの指示や佐倉市情報セキュリティポリシーに基づき、情報システム課等とともに対応することとします。

10. その他の個人情報の保護措置

(1) 通信の安全性対策

証明書コンビニ交付につきましては、コンビニ店舗のキオスク端末、J-LIS の運営する証明書交付センターシステム、証明発行サーバについてネットワークを介して接続を行いますが、その通信回線は、専用回線が用いられています。(「8. 電子計算機の結合条件」及び「9 - (3) - (ア) 不正アクセスの排除に関する項目」参照)

なお、証明書交付センターと公的個人認証サービスセンター間の通信は、インターネット回線を用いて行われますが、通信される情報は、電子証明書の有効性確認に係る情報のみとなっており、個人情報の通信は行われません。

(2) 電子証明書における対策

証明書コンビニ交付サービスにおいては、本人認証のため、個人番号カードに搭載されます電子証明書を用いますが、この電子証明書には、暗証番号が登録されています。

証明書コンビニ交付という電子申請にあたっては、申請者は、まず電子証明書が搭載された個人番号カードをキオスク端末にかざし、暗証番号の照合を行うことにより、電子証明書を呼び出します。

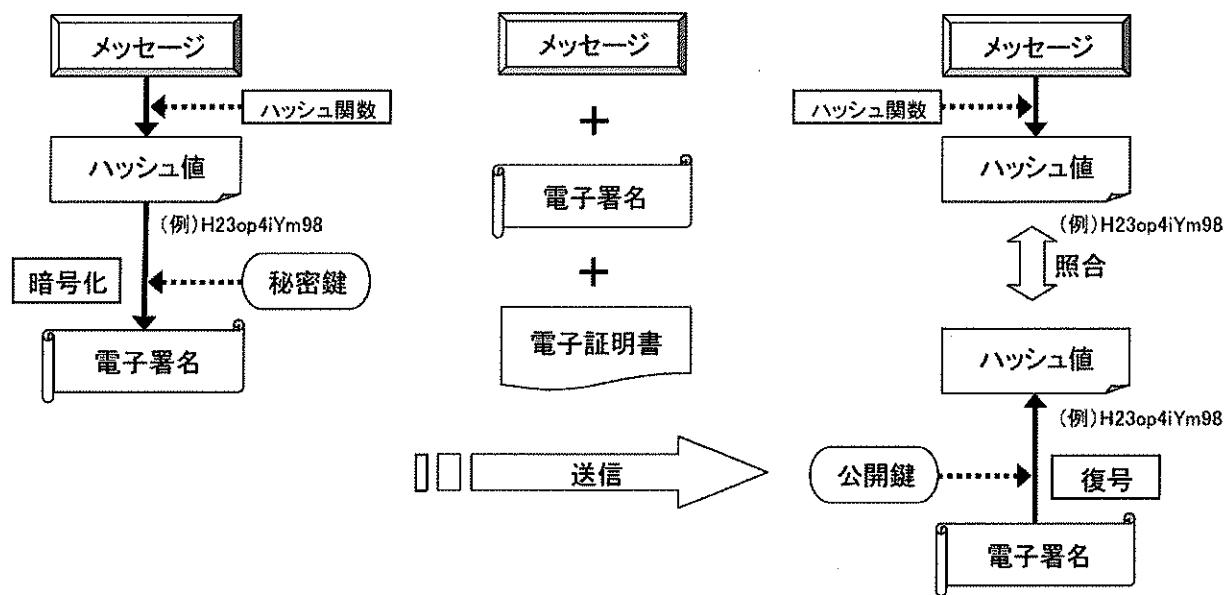
つまり、個人番号カードがあったとしても、暗証番号の照合を行うことができなければ、申請を行うことはできませんので、第三者による成り済まし申請はできることとなります。

また、紛失・盗難等により個人番号カードが第三者の手に渡り、電子証明書の暗証番号も知られた場合であっても、申請の都度、電子証明書の有効性の確認を行っていることから、利用者が個人番号カード及び電子証明書の停止、失効の申し出を行うことで、第三者による成り済まし申請を排除することが可能となっています。

なお、暗証番号の照合後の流れとしては、電子署名を行いたいメッセージに対してハッシュ関数という技術を行い、ハッシュ値と呼ばれるデータに変換し、電子署名（メッセージのハッシュ値を秘密鍵で暗号化すること）を行った後、メッセージ、生成した電子署名及び電子証明書を受信者に送信します。

この送信されたメッセージ、生成した電子署名及び電子証明書を受け取った受信者は、申請者の公開鍵を使用して電子署名を復号したハッシュ値と、送られてきたメッセージから受信者側で生成したハッシュ値を照合することにより、申請者が署名者本人であること及びメッセージが改ざんされていないことを確認します。

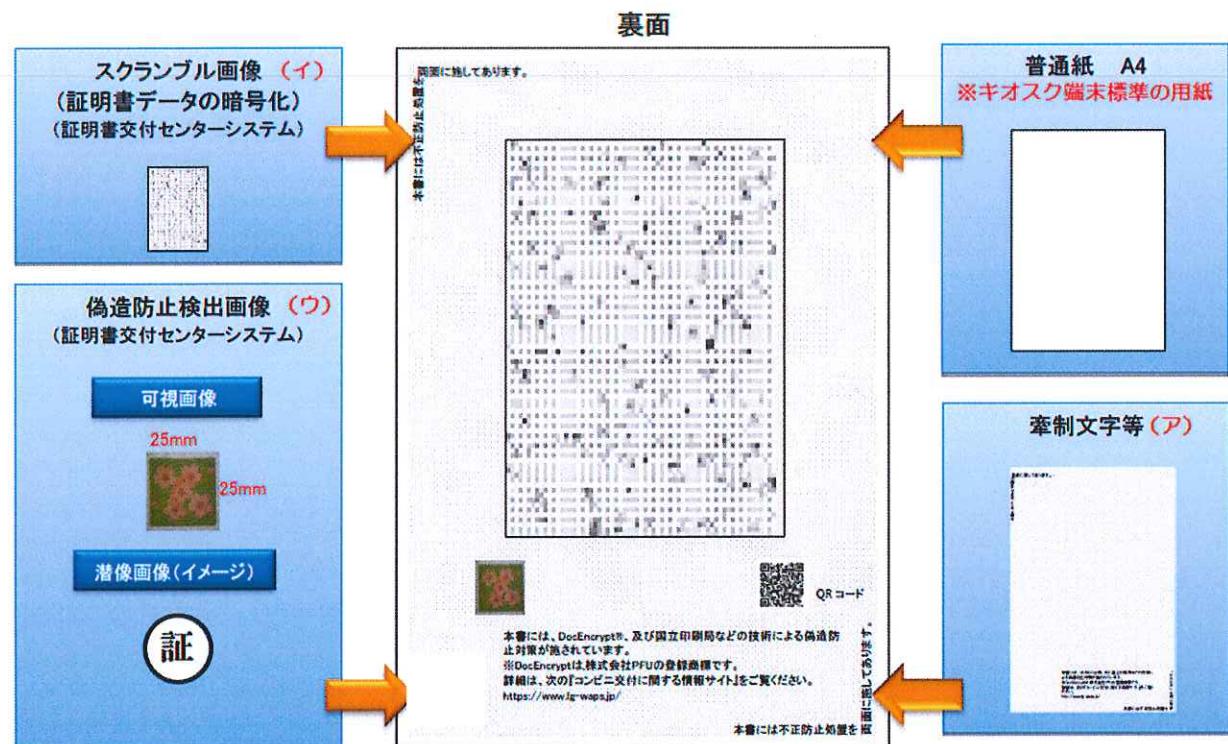
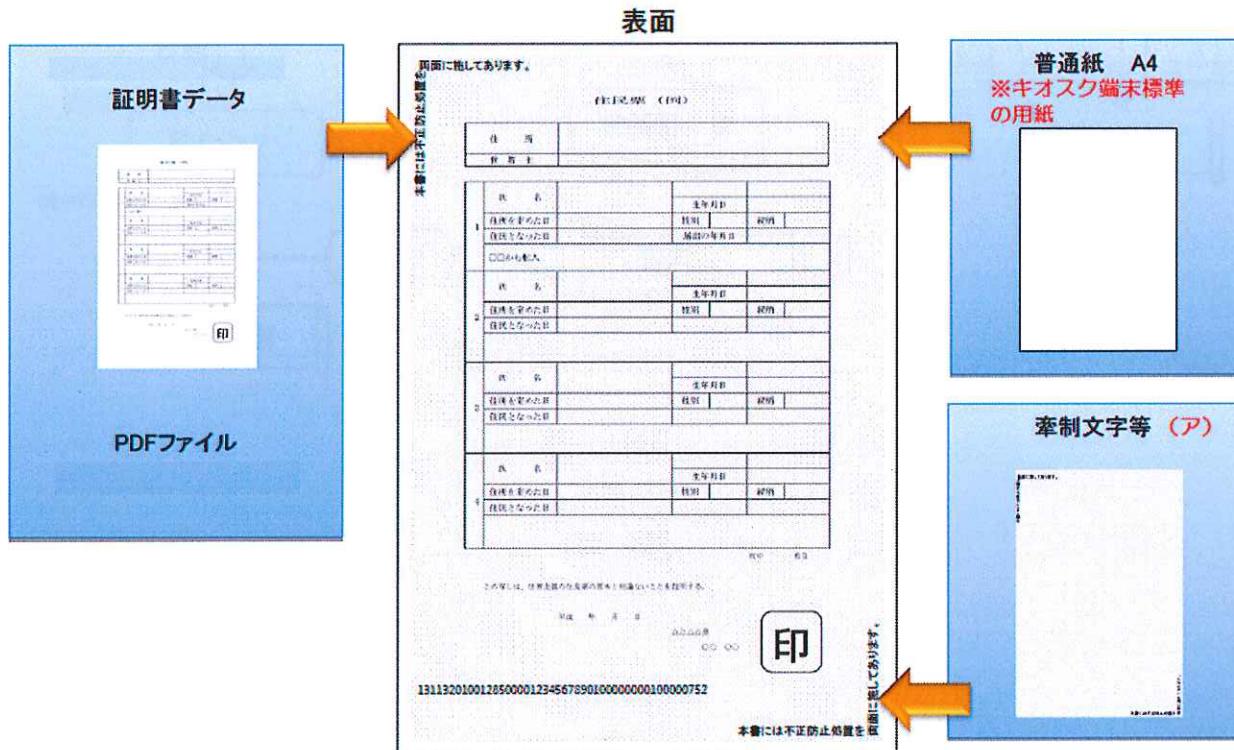
【電子証明のイメージ】



(3) 発行証明書における対策

証明書コンビニ交付サービスでは、偽造防止用紙（専用紙）ではなく、普通紙を利用することから、証明書交付センターでは、市の証明発行サーバから送信された証明書に、牽制文字、スクランブル画像及び偽造検出画像処理を行うことで偽造及び改ざん防止を実施しています。

【証明書の出力イメージ】



(ア) 奉制文字

複写による偽造、改ざんを奉制する文字を出力するための地紋、及び注意を促す文言が証明書の両面に印字される。

(イ) スクランブル画像

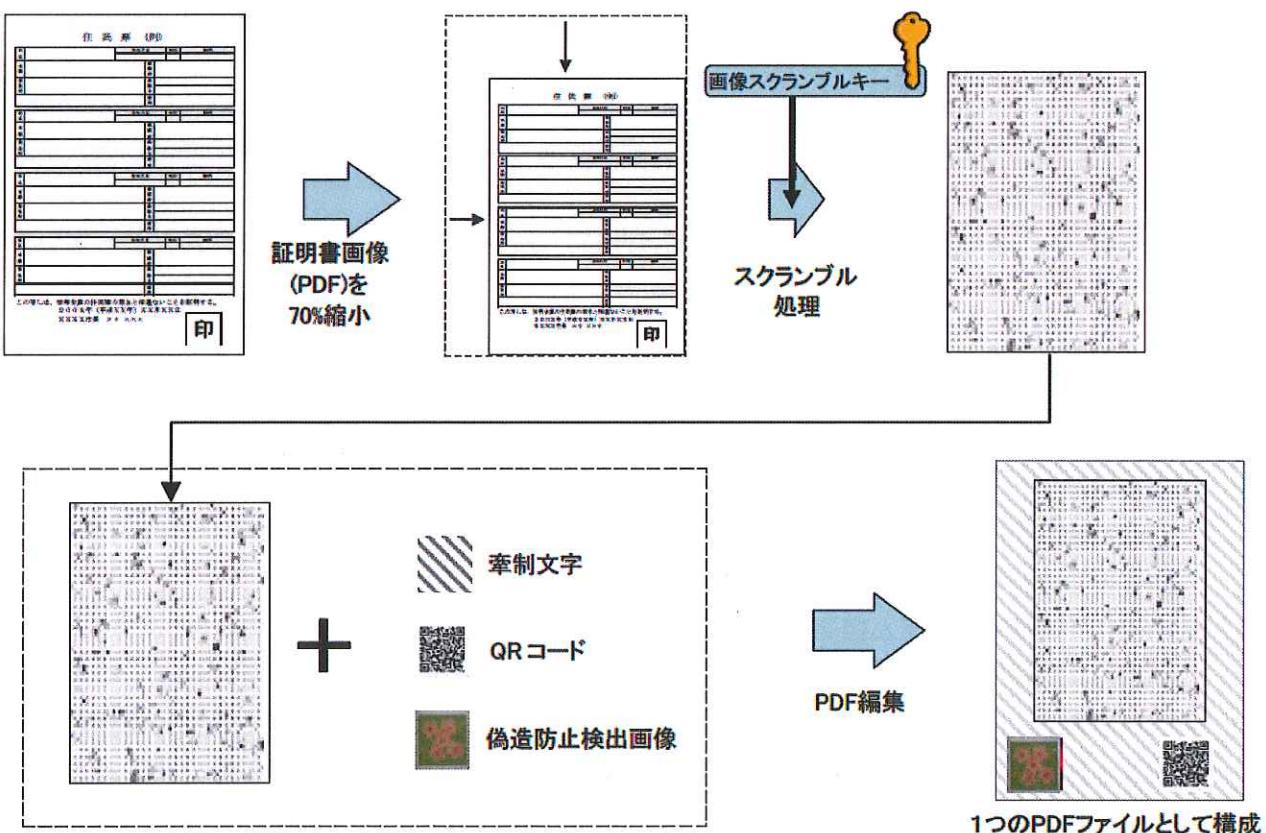
証明書画像データに暗号化処理を行ったスクランブル画像、及び当該画像を暗号化した際の暗号化キーを示すQRコードが証明書の裏面に印字される。

(ウ) 偽造防止検出画像

目視で確認できる画像（可視画像）、及び当該可視画像に埋め込まれた画像（潜像画像）が証明書の裏面に印字される。

【証明書における偽造防止対策の流れ】

(ア) 証明書交付センターにおける奉制文字、スクランブル画像及び偽造防止検出画像処理

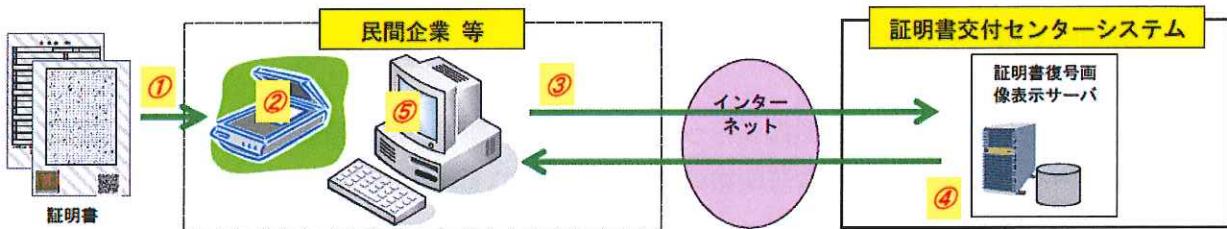


(イ) 提出先民間企業等における証明書の真贋判定

提出先民間企業等において、次の方法により、証明書の真贋判定を実施することができます。

- ・証明書の表裏の両面に印刷された奉制文字について、目視で確認することにより、複製の有無を確認することができます。
- ・証明書に印刷されたスクランブル画像をスキャナで読み取り、証明書交付センターに設置される証明書復号画像表示サーバへ問い合わせを行い問い合わせ結果として表示される復号画像と証明書の表面を比較して、改ざん有無を確認することができます。

(スクリンブル画像の復号画像化の流れ)



- ① 証明書の提出
- ② 証明書裏面全面をスキャンして、イメージファイル化する。
- ③ 証明書復号画像表示サーバにアクセスし、スキャンしたイメージファイルを指定し、問い合わせを行う。
- ④ 証明書復号画像表示サーバにて、イメージファイルにあるスクリンブル画像と QR コードが呼び出された画像スクリンブルキーにより復号画像化し、問い合わせへの回答を行う。
- ⑤ 問い合わせを行った端末のブラウザ画面に復号画像が表示されるので、目視により証明書表面と比較して確認する。

- ・裏面に印字された偽造防止検出画像について、認証器具（赤外線カメラ）を用いて潜像画像を確認することができます。
なお、複写された証明書の場合、可視画像のみが複写され潜像画像が欠落する仕組みとなっています。

※補足

1. 個人番号カード

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 7 項に規定するカードを指します。

2. 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

地方公共団体情報システム機構法に基づき、地方公共団体が共同で運営する組織として設立された法人で、住民基本台帳法、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行っています。証明書コンビニ交付サービスにおいては、コンビニ事業者等とコンビニ交付参加市町村間における申請情報の仲介、申請者の電子証明書の失効状態の確認（照会者と回答者（J-LIS の認証局としての役割）の両方を果たす）、市町村より届く証明書画像データに対する改ざん防止画像の重畳処理、証明書復号画像表示サーバの運営を行います。

3. 電子証明書

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書を指します。

マイナンバー制度における情報連携による外部
提供について

平成 29 年 10 月

総務部 行政管理課

マイナンバー制度の概要

- 平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)が公布され、マイナンバー制度が導入されました。これにより、平成27年10月から個人番号(マイナンバー)の通知が始まり、平成28年1月から社会保障・税分野において個人番号の利用が開始されたところですが、平成29年7月18日から3ヶ月間を試行運用期間として、地方公共団体も含めた行政機関等において情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が開始されました。
- マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤となるもので、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。
- マイナンバー制度において、国民一人一人に12桁の番号を付番し、複数の機関が保有する個人情報を効率的に管理するための共通の番号「マイナンバー」として活用します。
- 申請により、顔写真付きのマイナンバーカードを交付しており、社会保障・税制度の申請時における本人確認や番号確認のために利用します。
- マイナンバー制度では、法定される場合を除き、特定個人情報(個人番号を含む個人情報)の収集・保管を禁止しており、また、個人番号の取扱いを監視・監督する個人情報保護委員会を設置するなど、特定個人情報に対するより厳格な保護措置を実施しております。
- 行政の効率化、国民の利便性の向上を実現するため、複数の機関間において、それぞれの機関が管理している同一人の情報を紐づけし、相互に活用する情報連携を実施します。
- マイナンバーは、社会保障分野、税分野、災害対策分野の3つの分野で利用することされております。

1

マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤(インフラ)である。

個人番号(マイナンバー)

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号を指定し、通知カードにより本人に通知

マイナンバーカード(個人番号カード)

- 市町村長は、申請により、顔写真付きのマイナンバーカードを交付
- マイナンバーカードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイ・ポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐づけし、相互に活用する仕組み

個人番号(マイナンバー)の利用分野

| 社会 保障 分野 | 年金分野 | ・年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 |
|----------------|---|--|
| | 労働分野 | ・雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ・ハローワーク等の事務等に利用 |
| | 福祉・医療・ その他分野 | ・医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 ・生活保護の実施等に利用 ・福祉分野の給付を受ける際に利用 ・低所得者対策の事務等に利用 ・特定健診、保健指導に関する事務に利用(※) ・予防接種に関する事務に利用(※) |
| 税分野 | ・国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 ・当局の内部事務等に利用 ・預金口座に付番し、税分野で利用(※) | |
| 災害対策分野 | ・被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 ・被災者台帳の作成に関する事務に利用 | |

(※)平成27年9月3日に成立した個人情報保護法等の一部改正法において、個人番号の利用事務拡充のために所要の改正が行われたもの。

- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用(第9条第2項)。

2

マイナンバー制度の目的

- 社会保障、税、災害対策分野における行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会を実現することを目的としています。

行政の効率化

- 行政手続の際に添付される書類に記載されている人物と申請者が本当に同一人物かを照合する、いわゆる名寄せや転記等に相当の時間がかかっていましたが、行政機関間における情報連携を行うことで、それらの時間、労力が大幅に削減され、手續が正確で迅速に行えます。

国民の利便性の向上

- 行政手続の際に、申請者が関係機関から課税証明書等の必要書類を集めて添付する必要がありました。情報連携により、情報の授受を行政機関側で行うことで、申請者が添付する書類を省略し、手續の簡素化を図ります。

公平・公正な社会の実現

- マイナンバー制度により、国民の所得や行政サービスの受給状況が把握しやすくなることで、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、さらに本当に困っている方へのきめ細やかな支援が可能となります。

3

マイナンバー制度の目的

マイナンバー制度は、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。
複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。
行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

マイナンバー制度について

- マイナンバー制度は、次の3つの仕組みから成り立っています。

付番

- 住民票を有する全ての国民に、重複することない唯一無二の番号である個人番号(マイナンバー)を付番する仕組み。

情報連携

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み。これにより添付書類を省略するなど、住民に対するサービスを充実させます。また連携させる情報は、法律で限定しています。

本人確認

- 個人が自分が自分であることを証明し、また自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み。成りすましを防止し、正確な情報連携をするためにも不可欠な仕組み。

5

マイナンバー制度について

◎個人に

- ①悉皆性(住民票を有する全員に付番)
- ②唯一無二性(1人1番号で重複の無いように付番)
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な視認性(見える番号)
- ④最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たなマイナンバーを付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「法人番号」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

③本人確認

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとにマイナンバーやそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み。

- ▶ 連携される個人情報の種別やその利用事務を番号法で明確化
- ▶ 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け



- 個人が自分が自分であることを証明するための仕組み。

- 個人が自分のマイナンバーの真正性を証明するための仕組み。

- ▶ ICカードの券面とICチップにマイナンバーと基本4情報及び顔写真を記載したマイナンバーカードを交付
- ▶ 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

マイナンバー利用例 ～マイナンバーで暮らしが便利に～

| ライフイベント等 | 行政手続、行政サービス等 | 従来 | 制度開始後 |
|--------------|--------------|--------------------------------|--|
| 国民誰もが便利に | 公的な身分証明書の発行 | 運転免許証やパスポートの取得が必要 | 個人番号カードは無料で取得可能な公的身分証(図書館利用証、印鑑登録証明書、健康保険証もワンカードに) |
| | 各種証明書の発行 | 住民票や印鑑登録証明書などの書類を取りに役所に行く必要がある | 個人番号カードがあればコンビニなどで書類の取得が可能に(夜間や休日でも取得可能) |
| 子どもが生まれたら… | 児童手当の支給 | 毎年、住民票と所得証明書を取りに役所に行く必要がある | 役所に書類を取りに行く必要がなくなる(添付書類の削減) |
| | 子どもの予防接種 | 予防接種が必要な時期を自分で把握する必要があった | マイナポータルで、子どもの年齢に合わせてお知らせが届くように |
| 年金を初めて受け取るとき | 年金の裁定請求 | 住民票や配偶者の課税証明書等を取りに役所に行く必要がある | 役所に書類を取りに行く必要がなくなる(添付書類の削減) |

さらに

マイナポータルでさらに便利になる施策が講じられる予定

例えば

- ・税の申告や年金の手続などがワンストップで処理可能に
- ・国民年金保険料の免除申請手続をオンラインで
- ・領収書の保存や集計の手間を省いて、医療費控除を簡素化
- ・引っ越しの際、電気・ガス・水道等の届出がワンストップで可能に等

【出典】総務省資料「マイナンバー制度における情報連携について」

7



マイナンバーがはじまると 暮らしがこんなに便利に！

個人番号カード



個人番号カードが、図書館カード、印鑑登録証や健康保険証のかわりになります。個人番号カードが1枚あれば、さまざまな行政サービスが受けられるようになります。

行政手続きが簡単！
年金や福祉の申請がスムーズに！



例えば、年金や福祉関係の申請の際に、これまで必要だった住民票や課税証明書など、行政手続きの際に必要な添付書類が削減されます。

マイナポータル



予防接種のお知らせなど個人に合った情報が届きます。パソコンやスマートホンからポータルサイトにアクセスし、予防接種のお知らせや受給できる手当の情報など、自分に合った情報を手軽に受け取れます。

コンビニなどで住民票など証明書の取得が可能に！



個人番号カードに搭載されたICチップを使って、住民票などの証明書がコンビニでも取得できる自治体が大幅に増える予定。手軽さと速さがうれしい。

将来的には、引っ越しなどの届出がパソコンでまとめて！



引っ越し時に、電気、ガス、水道などの住所変更を一括で行うサービスも検討されています。税金に関するオンライン申告も今よりも簡単になるかも？

【出典】総務省資料「マイナンバー制度における情報連携について」

8

情報連携

9

情報連携

特定個人情報の提供

- 番号法において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、その提供できる場合を限定していますが、情報提供ネットワークシステムを介した情報連携は認められています。
(番号法第19条第7号、第8号)

情報連携

- 国の機関や地方公共団体等において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組みのことで、情報提供ネットワークシステムを活用することが義務付けられています。

情報提供ネットワークシステム

- 国の機関や地方公共団体等が、相互に特定個人情報(個人番号を含む個人情報)をやり取りするオンラインシステムです。暗号その他その内容を容易に復元することができない通信方法で情報連携が行われ、総務大臣が設置・管理をするものです。
(番号法第2条第14項)

10

自治体中間サーバー・プラットフォームの整備

自治体中間サーバー

- 自治体中間サーバーとは、情報連携において、情報提供ネットワークシステムと自治体の既存の業務システムとの情報をやり取りの仲介を担うシステムです。
具体的には、既存の業務システムが保有する情報のうち情報連携に必要なものを自治体中間サーバーに副本として登録しておき、情報照会があった際に、自治体中間サーバーから即時提供します。

中間サーバーを介する理由

- 情報提供ネットワークシステムにトラブルが発生した場合でも、既存の業務システムには影響を及ぼさず、自治体中間サーバーまでにとどめることができます。
- 照会に回答する際に必要な情報を抽出する機能を自治体中間サーバーのみに持たせることで、既存の業務システムの改修コストを抑えることができます。

自治体中間サーバープラットフォーム

- 自治体中間サーバーは、当初は地方公共団体ごとに設置する計画でしたが、同様のシステムを個別に開発をし、個別に設置することは非効率ですので、集約して共同化、クラウド化することになりました。

自治体中間サーバーソフトウェアは、総務省が開発を行い、地方公共団体システム機構(以下「J-LIS」といいます)が使用許諾を得て、保守を行います。クラウドはJ-LISが、LGWAN-ASPとして設置・運用を行います。これを自治体中間サーバー・プラットフォームと言います。

中間サーバープラットフォームは、全国2か所に設置されていますが、ハードウェア仮想化という技術を用いて、1つのハードウェアを複数のサーバーに見立てて利用する技術を応用しています。同一プラットフォーム上の個々の中間サーバーは、それぞれの団体ごとに管理され、別々のハードウェアで運営されているのと同等の独立性が担保されます。

また、中間サーバー上に保持される特定個人情報の副本データ上には、個人番号は保有されておらず、各団体ごとに割り当てられる符号により管理されますので、個人番号により情報を名寄せ管理するなどの行為ができないように工夫しております。また、東西のセンターで相互にバックアップを行い、災害時等の業務継続性を担保する仕組みとなっております。

自治体中間サーバー・プラットフォームと各地方公共団体のシステムは、LGWAN(行政専用のネットワーク)により接続され、機能が提供されております。

11

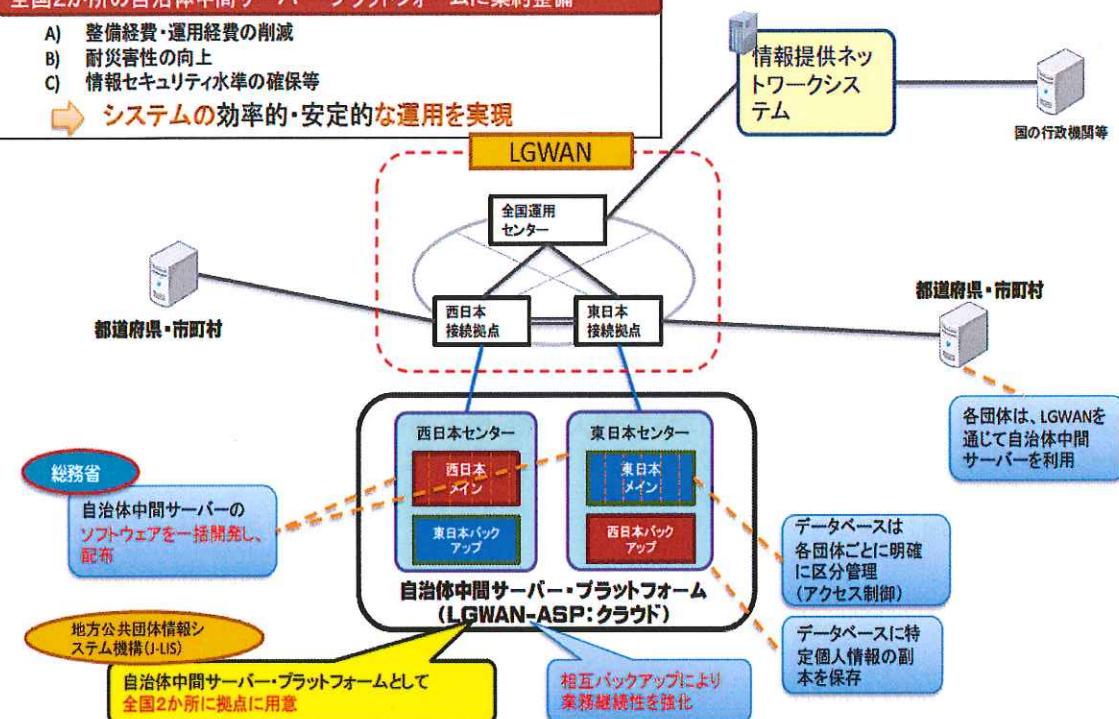
自治体中間サーバー・プラットフォームの整備

◆ 自治体中間サーバー・プラットフォームについては、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)において、設計・開発を実施

全国2か所の自治体中間サーバー・プラットフォームに集約整備

- A) 整備経費・運用経費の削減
- B) 耐災害性の向上
- C) 情報セキュリティ水準の確保等

➡ システムの効率的・安定的な運用を実現



情報連携の具体的な流れ

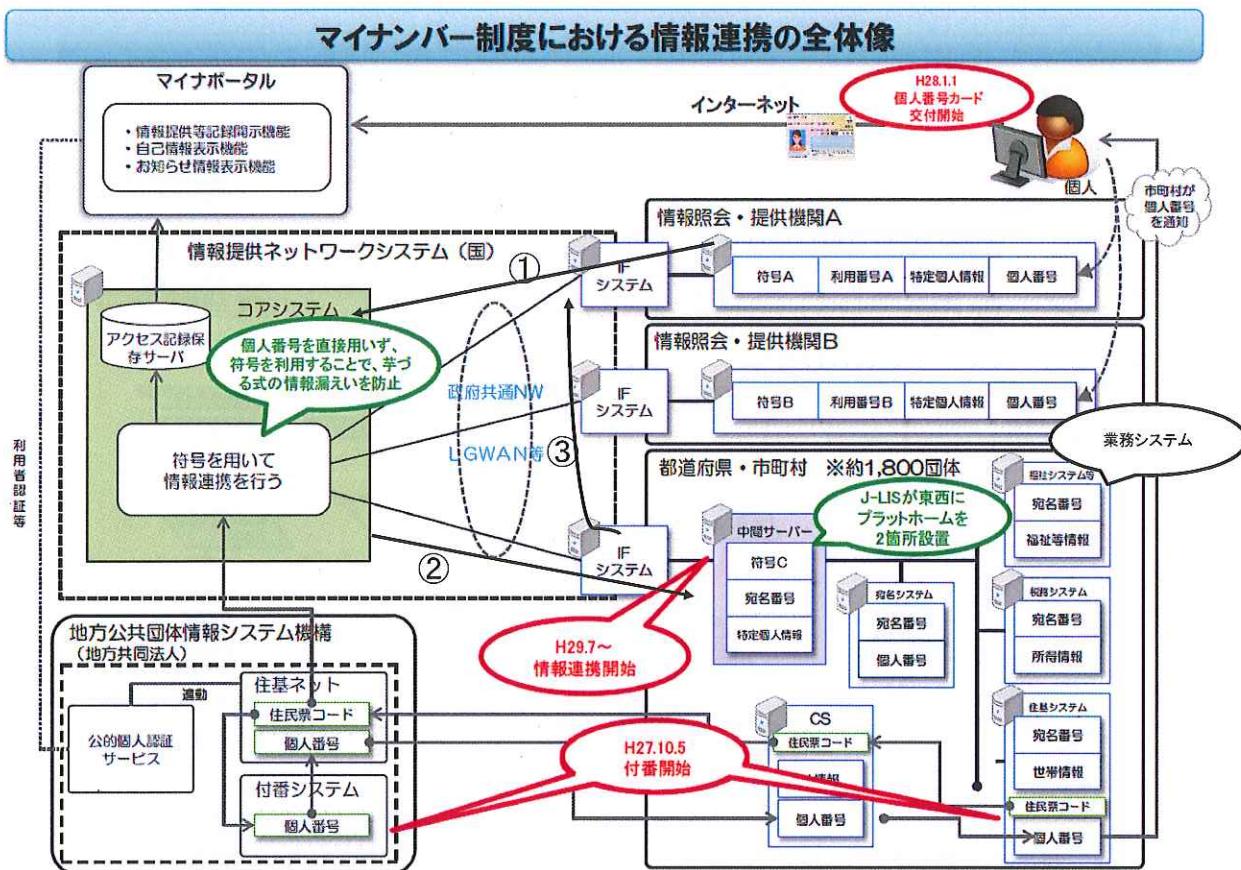
14ページの図は、マイナンバー制度における情報連携の具体的な流れについて、情報照会・提供機関Aと都道府県・市町村との間で、Xさんという住民の地方税情報の照会・回答するケースを示したものです。

① まず、情報照会・提供機関Aは、Xさんの地方税情報を識別するための「符号A」を付して、都道府県・市町村に対して、情報提供ネットワークを介して地方税情報を照会します。情報連携にマイナンバーは一切用いないこととしており、「符号A」とは、情報提供ネットワークシステムによって情報照会・提供機関Aに割り振られた符号です。なお、「符号A」は、マイナンバーからではなく住民票コードを基に生成され、当該符号から住民票コードを割り出すことはできないようにしてあります。

② 次に、情報提供ネットワークシステム（コアシステム）において、適切な照会であるかを確認し、「符号A」を「符号C」に変換して、都道府県・市町村へ接続します。「符号C」は、情報提供ネットワークシステムによって都道府県・市町村に割り振られた、①と同様、暗号化された符号です。

③ 「符号C」が付された情報照会は、中間サーバーが受領します。中間サーバーには、Xさんの地方税情報が副本として登録されており、「符号C」などと紐付けて情報管理されています。都道府県・市町村は、情報照会・提供機関Aに対し、中間サーバーに登録されているXさんの地方税情報を回答します。なお、この回答は情報提供ネットワークシステムを介すこととなりますが、「コアシステム」は経由しません。したがって、コアシステムには個人情報が蓄積されない仕組みになっています。

13



【出典】総務省資料「マイナンバー制度における情報連携について」を加工して作成

14

マイナンバー制度における情報連携の全体像

業務システム

- マイナンバーを利用する事務を処理するために、担当課が用いるシステム。佐倉市においては、個人住民税システム、国民健康保険システム、児童手当システム等があります。

宛名システム(団体内統合宛名システム)

- 既存の業務システムが保有している宛名情報(氏名・住所など)を統合・管理し、さらに自治体内で個人を一意に特定できる番号(団体内統合宛名番号)を各個人に付番します。それにより中間サーバーが保有する符号と業務システムが保有する個人情報を紐づけます。
- ※中間サーバーはマイナンバーを保有しないため、中間サーバーと各業務システムを連携するための番号が必要となる。

中間サーバー

- 情報連携において、情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)と自治体の既存の業務システムとの情報のやり取りの仲介を担うシステム。

情報提供ネットワークシステム (インターフェースシステム)

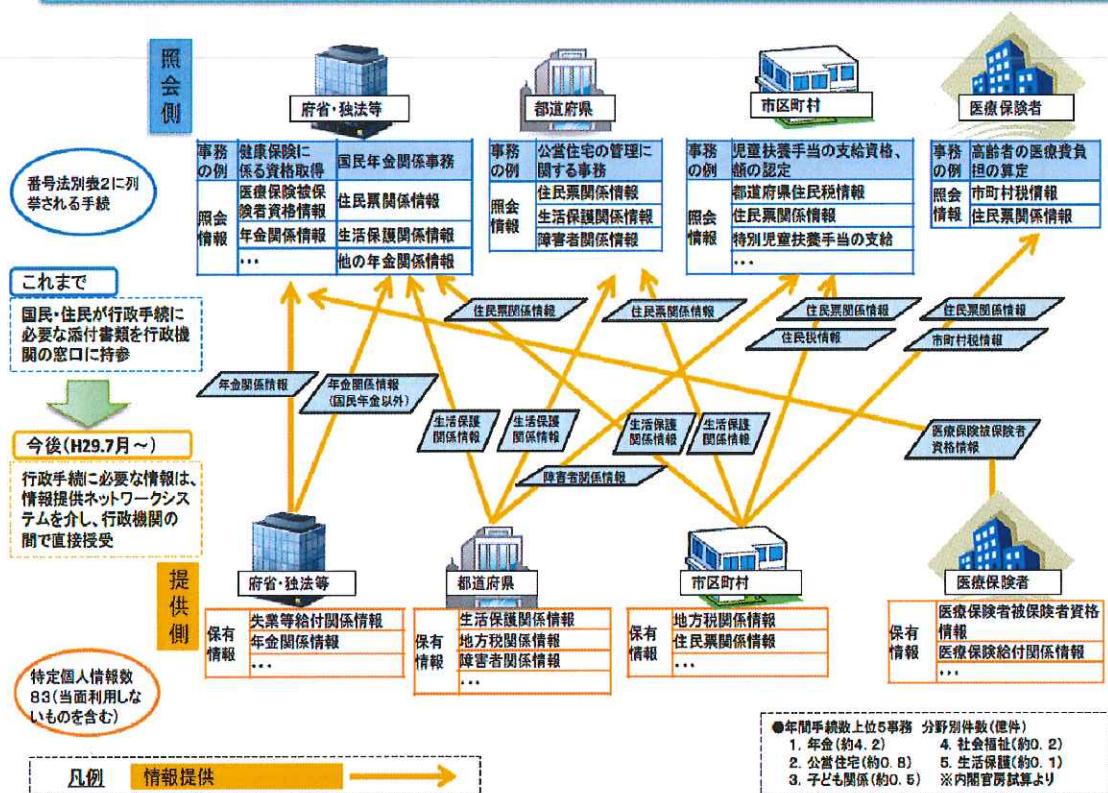
- 情報照会者・情報提供者となる国や地方公共団体ごとに設置され、中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(コアシステム)を接続させるためのシステム。

情報提供ネットワークシステム (コアシステム)

- 情報照会者からの情報提供の求めに対し、情報照会が番号法で認められるものかどうかの確認を行い、適正なものであれば機関別符号同士の紐づけを行い、その内容を情報提供者へ送信します。

15

マイナンバー制度における情報連携(H29.7~)のイメージ



[出典]総務省資料「マイナンバー制度における情報連携について」

16

情報提供ネットワークシステムにより共有される主な情報と利用

番号法又は地方公共団体の条例若しくは特定人情報保護委員会規則に基づき、
情報提供ネットワークシステムを利用できる①情報照会者、②利用事務、③情報提供者、④共有する特定個人情報を限定例挙。

別表第二(第19条関係)

地方税関係情報(住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報)

⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。
⇒住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に！

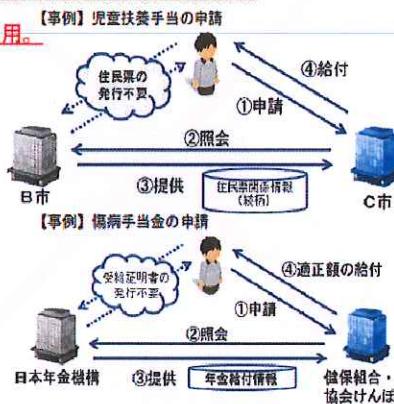
- 国民年金法による保険料の徴収に関する事務
- 児童手当法による児童手当の支給に関する事務 等



住民票関係情報(続柄など住民票に記載される基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)以外の情報)

⇒社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。
⇒住民が申請する際、住民票の写しが不要に！

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等



上記の他、障害者関係情報、生活保護関係情報（種類と支給額）、年金の加入者情報、保険料の徴収情報について、社会保障の事務で共有する場合がある。

【出典】総務省資料「マイナンバー制度における情報連携について」

17

システム面における保護措置

符号を用いた情報連携

- 情報提供ネットワークシステムを介した情報連携を行う際に、マイナンバーを直接用いるのではなく、機関別に異なる符号を用いることとします。この仕組みにより、仮にある機関で個人情報の漏えいがあった場合でも、他の機関とは遮断され、個人情報が芋づる式に漏えいしない仕組みとなっております。

個人情報の分散管理

- マイナンバー制度導入後においても、各機関で管理している個人情報については、引き続き各機関が管理することとなります。つまり国税に関する情報は税務署が、年金に関する情報は年金事務所が、児童手当や生活保護に関する情報は各市町村が、というように、これまでどおり分散して管理しており、特定の機関にすべての個人情報が一元管理されることはありません。

アクセス制御

- 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても、他団体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとなっております。また各業務システムにおいては、アクセス権限の定期的な見直しを行い、権限のないものが特定個人情報にアクセスできないようにしています。

通信の暗号化

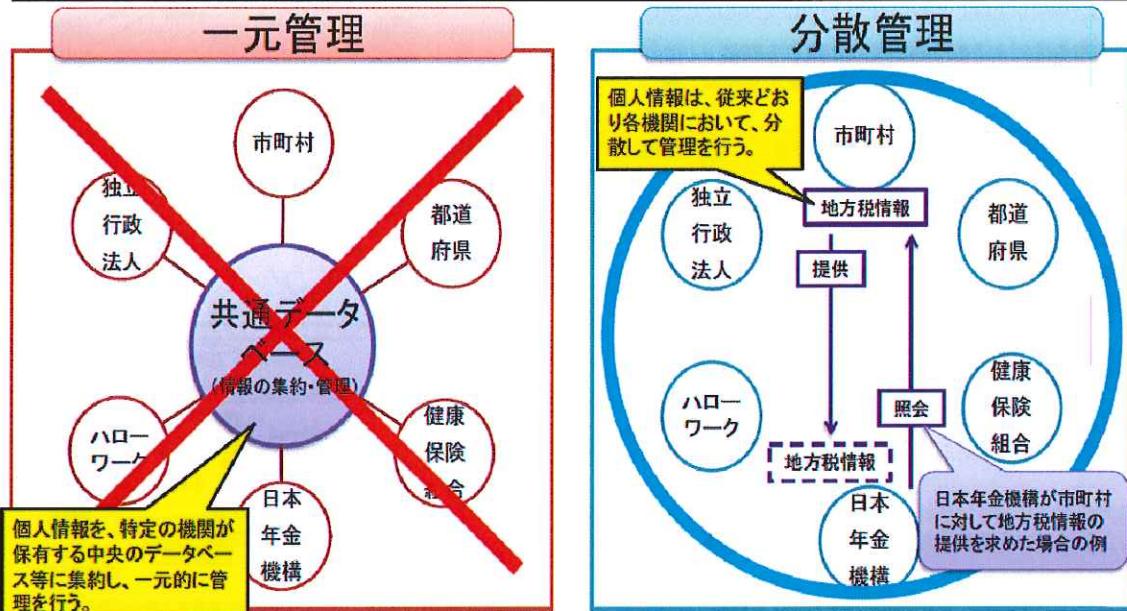
- 中間サーバーと既存の業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保しています。
また中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで、安全性を確保しています。

18

個人情報の管理の方法について

× 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『**一元管理**』の方法をとるものではない。

○ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『**分散管理**』の方法をとるものである。



【出典】総務省資料「マイナンバー制度における情報連携について」

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抜粋）

（定義） 抜粋

第二条

1 4 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号又は第八号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

（基本理念） 抜粋

第三条 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。

二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。

（特定個人情報の提供の制限） 抜粋

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

（情報提供ネットワークシステム） 抜粋

第二十一条 総務大臣は、委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

(特定個人情報の提供)

第二十二条 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

佐倉市の情報公開

平成28年度 情報公開制度実施状況報告書

佐倉市総務部行政管理課

目 次

| | | |
|-----|---------------------------------|---|
| 1 | 公文書開示請求権制度の実施状況..... | 2 |
| 1-1 | 開示請求の処理状況..... | 2 |
| 1-2 | 実施機関別開示請求に係る公文書の主な内容及び件数..... | 2 |
| 1-3 | 不開示理由別内訳..... | 3 |
| 1-4 | 開示請求者の状況..... | 3 |
| 1-5 | 情報公開・個人情報保護委員に対する相談・苦情の申出等..... | 3 |
| 2 | 市政情報の公表状況..... | 3 |
| 3 | 審議会等の会議の公開の運用状況..... | 4 |
| 4 | 市政資料室の利用状況..... | 5 |

1 公文書開示請求権制度の実施状況

1-1 開示請求の処理状況

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、延べ89人（実質人数36人）の方から開示請求がありました。

これらの請求に対する処理状況は、次のとおりです。

(単位：件)

| 請求 件数 | 公文書 件数 | 決定区分等 | | | | | | | 未 決 定 | |
|----------|-----------|----------|----------|----------|------------|-----|----|---|-------------|--|
| | | 開示：218 | | 不開示：1 | | | | | | |
| | | 全部 開示 | 部分 開示 | 7条 各号 | 存否応 答拒否 | 不存在 | 却下 | | | |
| 89 | 225 | 106 | 112 | 0 | 0 | 1 | 0 | 6 | 0 | |

1-2 実施機関別開示請求に係る請求件数及び主な内容 (単位：件)

| 実施機関名 | 主な内容 | 件数 |
|-------------|------|-----|
| 市長 | | 182 |
| 企画政策部 | | 50 |
| 総務部 | | 5 |
| 税務部 | | 2 |
| 市民部 | | 12 |
| 福祉部 | | 6 |
| 健康こども部 | | 8 |
| 産業振興部 | | 8 |
| 環境部 | | 4 |
| 土木部 | | 15 |
| 都市部 | | 21 |
| 危機管理室 | | 0 |
| 資産管理経営室 | | 43 |
| 契約検査室 | | 8 |
| 会計室 | | 0 |
| 上下水道事業管理者 | | 22 |
| 議会 | | 1 |
| 監査委員 | | 4 |
| 選挙管理委員会 | | 7 |
| 農業委員会 | | 0 |
| 教育委員会 | | 9 |
| 固定資産評価審査委員会 | | 0 |
| 合計 | | 225 |

1-3 不開示理由別内訳

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、部分開示及び不開示となった事例（113件）の不開示理由別内訳は次のとおりです。個人情報によるものが最も多く、氏名、住所などが主な不開示部分となっています。

なお、1件の公文書中に複数の不開示理由がある場合には、重複して計上しています。

(単位：件)

| 不開示理由 | | 公文書件数 |
|-------|---------------------|-------|
| 第7条 | 第1号 法令秘等情報 | 0 |
| | 第2号 個人情報 | 94 |
| | 第3号 法人等情報 | 79 |
| | 第4号 公共安全等情報 | 0 |
| | 第5号 審議、検討又は協議に関する情報 | 0 |
| | 第6号 事務事業執行情報 | 15 |
| | 第7号 任意提供情報 | 0 |
| 第10条 | 存否に関する情報（存否応答拒否） | 0 |
| 不存在 | | 1 |

1-4 開示請求者の状況

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの開示請求者の区分は次のとおりです。（延べ人数）

(単位：人)

| | | | |
|-----|-----------------|-----------------|----|
| 区分 | 本市の区域内に住所を有する個人 | | 38 |
| | その他 | 本市の区域外に住所を有する個人 | 3 |
| | | 法人等 | 48 |
| 合 計 | | | 89 |

1-5 情報公開・個人情報保護委員に対する相談・苦情の申出等

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、情報公開・個人情報保護委員に対する相談・苦情の申出はありませんでした。

2 市政情報の公表状況

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、市政情報の公表に関する要綱第3条各号に該当するものとして、375件の市政に関する情報を公表しています。その該当条項及び公表の方法は次のとおりです。

なお、公表の方法については、1件の情報が複数の方法により公表された場合には、重複して計上しています。

(単位：件)

| 該当条項 | 主な内容 | 件数 |
|--------------------|-------------------------|-----|
| 第1号 総合計画等 | 総合計画書等 | 4 |
| 第2号 政策調整会議における決定事項 | | 0 |
| 第3号 主要事業 | 介護保険事業状況報告 | 25 |
| 第4号 施政方針 | | 0 |
| 第5号 環境、保健衛生等 | 空間放射線量率の測定について | 31 |
| 第6号 予算 | 財政事情 | 8 |
| 第7号 組織、職員の定数等 | | 0 |
| 第8号 重要な施設整備 | 志津駅周辺地区 都市再生整備計画(第2回変更) | 4 |
| 第9号 市民の意識等に関する調査結果 | 平成28年度市民意識調査報告書 | 1 |
| 第10号 統計 | 町丁別人口 | 37 |
| 第11号 試験、行事 | 演奏会等 | 26 |
| 第12号 その他 | 市長ダイアリー、会議録等 | 239 |
| 合計 | | 375 |

(単位：件)

| 公表の方法 | 具体的な方法 | 件数 |
|--------|--------------|-----|
| 広報紙 | | 58 |
| 市政資料室 | | 266 |
| 印刷物等 | | 34 |
| ホームページ | | 247 |
| その他 | CATVでの放映、閲覧等 | 43 |

3 審議会等の会議の公開に関する運用状況

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、67の審議会等が94回の会議を開催しました。その公開状況は次のとおりです。

なお、傍聴人の数は、計45人です。

(単位：回)

| | |
|------------------------|--------|
| 公開した会議の回数（一部非公開の場合は内数） | 89(13) |
| 非公開とした会議の回数 | 5 |

この他に、7の審議会等から会議において個人情報を取り扱うこと等を理由として、その全部を原則として非公開とする旨の決定書が提出されています。それらの審議会等の会議の回数は、264回（うち佐倉市介護認定審査会が241回）あり、全て非公開となっています。

4 市政資料室の利用状況

市政に関する資料を自由に閲覧でき、また、有償で頒布している資料については購入することもできる市政資料室の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの利用状況は次のとおりです。

なお、市政資料室は情報公開条例に基づく開示請求等の窓口にもなっています。

利用人数：5,133人

佐倉市の情報公開

平成28年度 情報公開制度実施状況報告書(資料編)

佐倉市総務部行政管理課

開示請求の処理状況(一覧)

開示請求の処理状況(一覧)

| | | | | | | | | |
|----|-----|---------|--|---------|---------|------|---|------|
| | 51 | | ・平成27年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（志津タクシー2月分） | | | | | |
| | 52 | | ・平成27年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（志津タクシー5月分） | | | | | |
| | 53 | | ・平成27年度 支出負担行為兼支出命令書 自動車賃借料（安原運輸9月分） | | | | | |
| 21 | 54 | 28.7.8 | ・支出負担行為兼支出命令書（一般）【件名：平成26年7月分給油（柴宮商店）】 | 資産管理経営室 | 28.7.22 | 部分開示 | 2号（氏名、印影） 3号（印影、金融機関コード、支店コード、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号） 6号（クレジットカード番号） | |
| | 55 | | ・支出負担行為兼支出命令書（一般）【件名：平成26年8月分給油（柴宮商店）】 | | | | | |
| | 56 | | ・支出負担行為兼支出命令書（一般）【件名：平成26年9月分給油（柴宮商店）】 | | | | | |
| | 57 | | ・支出負担行為兼支出命令書（一般）【件名：平成26年10月分給油（柴宮商店）】 | | | | | |
| | 58 | | ・支出負担行為兼支出命令書（一般）【件名：平成26年11月分給油（柴宮商店）】 | | | | | |
| | 59 | | ・支出負担行為兼支出命令書（一般）【件名：平成26年12月分給油（柴宮商店）】 | | | | | |
| | 60 | | ・支出負担行為兼支出命令書（一般）【件名：平成27年1月分給油（柴宮商店）】 | | | | | |
| | 61 | | ・支出負担行為兼支出命令書（一般）【件名：平成27年2月分給油（柴宮商店）】 | | | | | |
| | 62 | | ・支出負担行為兼支出命令書（一般）【件名：平成27年3月分給油（柴宮商店）】 | | | | | |
| | 63 | | ・支出負担行為兼支出命令書（一般）【件名：平成27年4月分給油（柴宮商店）】 | | | | | |
| | 64 | | ・支出負担行為兼支出命令書（一般）【件名：平成26年9月分給油（興栄燃料）】 | | | | | |
| | 65 | | ・支出負担行為兼支出命令書（一般）【件名：平成26年10月分給油（興栄燃料）】 | | | | | |
| | 66 | | ・支出負担行為兼支出命令書（一般）【件名：平成26年11月分給油（興栄燃料）】 | | | | | |
| | 67 | | ・支出負担行為兼支出命令書（一般）【件名：平成26年12月分給油（興栄燃料）】 | | | | | |
| | 68 | | ・支出負担行為兼支出命令書（一般）【件名：平成27年1月分給油（興栄燃料）】 | | | | | |
| | 69 | | ・支出負担行為兼支出命令書（一般）【件名：平成27年2月分給油（興栄燃料）】 | | | | | |
| | 70 | | ・支出負担行為兼支出命令書（一般）【件名：平成27年3月分給油（興栄燃料）】 | | | | | |
| | 71 | | ・支出負担行為兼支出命令書（一般）【件名：平成26年10月分給油（長島石油）】 | | | | | |
| | 72 | | ・支出負担行為兼支出命令書（一般）【件名：平成26年11月分給油（長島石油）】 | | | | | |
| | 73 | | ・支出負担行為兼支出命令書（一般）【件名：平成26年12月分給油（長島石油）】 | | | | | |
| | 74 | | ・支出負担行為兼支出命令書（一般）【件名：平成27年1月分給油（長島石油）】 | | | | | |
| | 75 | | ・支出負担行為兼支出命令書（一般）【件名：平成27年2月分給油（長島石油）】 | | | | | |
| | 76 | | ・支出負担行為兼支出命令書（一般）【件名：平成27年3月分給油（長島石油）】 | | | | | |
| | 77 | | ・UCコードレイトご利用内容明細書（千葉330ち2668/作成日2015年5月20日） | | | | | |
| | 78 | | ・UCコードレイトご利用内容明細書（千葉330ち2668/作成日2015年6月20日） | | | | | |
| | 79 | | ・UCコードレイトご利用内容明細書（千葉330ち2668/作成日2015年7月20日） | | | | | |
| | 80 | | ・UCコードレイトご利用内容明細書（千葉330ち2668/作成日2015年8月20日） | | | | | |
| | 81 | 28.7.8 | ・UCコードレイトご利用内容明細書（千葉330ち2668/作成日2015年9月20日） | 資産管理経営室 | 28.7.22 | 部分開示 | 2号（氏名、印影） 3号（印影、金融機関コード、支店コード、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号） 6号（クレジットカード番号） | 1777 |
| | 82 | | ・UCコードレイトご利用内容明細書（千葉330ち2668/作成日2015年10月20日） | | | | | |
| | 83 | | ・UCコードレイトご利用内容明細書（千葉330ち2668/作成日2015年11月20日） | | | | | |
| | 84 | | ・UCコードレイトご利用内容明細書（千葉330ち2668/作成日2015年12月20日） | | | | | |
| | 85 | | ・UCコードレイトご利用内容明細書（千葉330ち2668/作成日2016年1月20日） | | | | | |
| | 86 | | ・UCコードレイトご利用内容明細書（千葉330ち2668/作成日2016年2月20日） | | | | | |
| | 87 | | ・UCコードレイトご利用内容明細書（千葉330ち2668/作成日2016年3月20日） | | | | | |
| | 88 | | ・UCコードレイトご利用内容明細書（千葉330ち2668/作成日2016年4月20日） | | | | | |
| | 89 | | ・UCコードレイトご利用内容明細書（千葉330ち2668/作成日2016年5月20日） | | | | | |
| | 90 | | ・UCコードレイトご利用内容明細書（千葉330ち2668/作成日2016年6月20日） | | | | | |
| | 91 | | ・給油レシート（千葉330ち2668 2016/6/2、6/6、6/7、6/11、6/13、6/17、6/18、6/21、6/24、6/26、6/30、7/1、7/3、7/6、7/8） | | | | | |
| 22 | 92 | 28.7.11 | 平成28年度七井戸構築修工事に係る金入り設計書 | 道路維持課 | 28.7.20 | 全部開示 | | 1778 |
| 23 | 93 | 28.7.8 | 固定資産情報管理システム中の現年土地家屋図のうち、地番、筆界、字名、字界、家屋外形に係る電磁的記録。（試験期日平成28年1月1日現在のもので、平成28年6月29日）時点で抽出したもの。 | 資産税課 | 28.8.10 | 全部開示 | | 1779 |
| 24 | 94 | 28.7.11 | 千代田小学校解体工事の事業執行に関する文書（28佐資產303号の2）うち ・設計書（金入り細目内訳まで） ・図面及び特記仕様書 | 資産管理経営室 | 28.7.21 | 全部開示 | | 1780 |
| 25 | 95 | 28.7.26 | ・「佐倉市職員措置請求に係る監査に係る意見書等の提出について」（平成28年7月8日收受 28佐監第34号の10） ・「佐倉市職員措置請求に係る監査資料の追加について」（平成28年7月20日收受 28佐監第34号の16） ・「監査委員からなされた質問への回答等について」（平成28年7月20日收受 28佐監第34号の17） | 監査委員事務局 | 28.8.8 | 全部開示 | | 1781 |
| 26 | 98 | 28.7.26 | ・行政事務執行に関する法律相談業務委託の弁護士の選任及び依頼について（28佐行第1705号） ・行政事務執行に関する法律相談業務委託の協定締結について（27佐行第3号） ・行政事務執行に関する法律相談業務委託の弁護士の選任及び依頼について（吉野智弁護士）（27佐行第713号） ・行政事務執行に関する法律相談業務委託の協定締結について（吉野智弁護士）（28佐行第21号） | 行政管理課 | 28.8.10 | 部分開示 | 2号（生年月日、年齢、住所、卒業年） 3号（印影） | 1782 |
| | 99 | | | | | | | |
| | 100 | | | | | | | |
| | 101 | | | | | | | |

開示請求の処理状況(一覧)

| | | | | | | | | |
|----|-----|------------|--|------------|------------|------|--------------------------------|------|
| 27 | 102 | 28. 7. 26 | 志津コミュニティーセンター及び北志津児童センター外4学童保育所を併せて一の指定管理者導入を行うことについて | 自治人権推進課 | 28. 8. 3 | 全部開示 | | 1783 |
| 28 | 103 | 28. 8. 2 | 社会福祉法第56条に基づく指導監査の改善報告書に関する文書のうち、社会福祉法人千歳会理事会事録（平成21年度第3回）、写し | 社会福祉課 | 28. 8. 3 | 部分開示 | 2号（印影） 3号（発言者氏名） | 1784 |
| 29 | 104 | 28. 8. 4 | ・盛土行為届出書（500m ² 未満） ・佐倉市神門造成工事 ・現場指導に関する報告書 | 廃棄物対策課 | 28. 8. 17 | 部分開示 | 2号（氏名・住所、印影、電話番号、持分、埋立て依頼者、車種） | 1785 |
| 30 | 105 | 28. 8. 4 | 平成28年度飯野竜神橋補修工事に係る金入り設計書 | 道路建設課 | 28. 8. 16 | 全部開示 | | 1786 |
| 31 | 106 | 28. 8. 5 | 平成28年度1月1日から平成28年6月30日までに付定のあった住居番号付番申請書にかかる住居番号付番受付簿及び当該の住居表示台帳副本 | 自治人権推進課 | 28. 8. 19 | 部分開示 | 2号（氏名） | 1787 |
| 32 | 107 | 28. 8. 2 | 介護予防事業に係る保険証券（団体総合補償制度費用保険）及び災害補償規定並び付表（証券番号970EB 483071-1） | 高齢者福祉課 | 28. 8. 18 | 全部開示 | | 1788 |
| 33 | 108 | 28. 8. 2 | 自動車保険証券（証券番号F018844755） | 障害福祉課 | 28. 8. 12 | 部分開示 | 2号（氏名） | 1789 |
| 34 | 109 | 28. 8. 2 | ・一括加入明細表件加入依頼書 ・「ほいくのほけん」加入通知書（7團分） ・「ほいくのほけん」のご案内（添付） | 子育て支援課 | 28. 8. 15 | 全部開示 | | 1790 |
| 35 | 110 | 28. 8. 2 | 印旛市郡小兒初期急病診療所に係る普通傷害保険証券（証券番号6573582003） | 健康増進課 | 28. 8. 12 | 全部開示 | | 1791 |
| 36 | 111 | 28. 8. 2 | 「下水道賠償責任保険」加入証（加入証№16-0122120-01） | 土木河川課 | 28. 8. 17 | 全部開示 | | 1792 |
| 37 | 112 | 28. 8. 2 | 道路賠償責任保険被保険者証（証券番号第T05997089号） | 道路維持課 | 28. 8. 18 | 全部開示 | | 1793 |
| 38 | 113 | 28. 8. 2 | 佐倉市市民公益活動補償制度に関する保険証券及び賠償責任保険特約明細書（証券番号5000297467） | 自治人権推進課 | 28. 8. 19 | 全部開示 | | 1794 |
| 39 | 114 | 28. 8. 2 | ・「下水道賠償責任保険」加入証（加入証№16-0122120-03）【下水道事業（污水閑係分）】 ・「下水道賠償責任保険」加入証（加入証№16-0122120-04）【下水道事業（雨水閑係分）】 ・日本水道協会水道賠償責任保険加入者証（証券番号NIE7784052）及び日本水道協会「水道賠償責任保険」の概要 ・「日本水道協会情報漏えい賠償責任保険」加入者証（加入者証№30009）及び日本水道協会「情報漏えい賠償責任保険」の概要 | 上下水道部経営企画課 | 28. 8. 17 | 全部開示 | | 1795 |
| 40 | 115 | 28. 8. 2 | 佐倉市立美術館 平成28年度動産総合保険証（証券番号3394136181）及び付属別紙 | 教育委員会美術館 | 28. 8. 15 | 全部開示 | | 1796 |
| 41 | 116 | 28. 8. 2 | 佐倉市社会人活用推進事業の団体総合補償制度費用保険の保険証券及び災害補償規程兼給付表（証券番号 970EB 487138-8） | 教育委員会指導課 | 28. 8. 16 | 全部開示 | | 1797 |
| 42 | 117 | 28. 8. 25 | 「佐倉市職員配置請求に係る請求人陳述及び関係職員陳述記録について」（2.8佐監第3.4の2.0） | 監査委員事務局 | 28. 9. 2 | 部分開示 | 2号（住所、氏名、所属団体、政治活動） | 1798 |
| 43 | 118 | 28. 8. 25 | 「平成28年度道路認定綴り」中の認定に係る告示及び位置図・路線図 | 土木河川課 | 28. 8. 29 | 全部開示 | | 1799 |
| 44 | 119 | 28. 8. 30 | CAC804佐倉北7号枝線管渠工事に係る金入り設計書 28支水-06上座・稻荷台四丁目地先水道管耐震化工事に係る金入り設計書 | 上下水道部建設課 | 28. 9. 5 | 全部開示 | | 1800 |
| 45 | 120 | 28. 8. 30 | 平成27年度11月5日開札「平成27年度TF調査業務委託」金額入り設計書 | 道路維持課 | 28. 9. 2 | 全部開示 | | 1801 |
| 46 | 121 | 28. 9. 1 | 所得報告書 平成28年4月26日付 資産等補充報告書 平成28年4月26日付 関連会社等報告書 平成28年4月26日付 | 秘書課 | 28. 9. 15 | 全部開示 | | 1802 |
| 47 | 122 | 28. 9. 5 | 市町村分地方交付税算定台帳（平成20年度～平成27年度分） | 財政課 | 28. 9. 20 | 全部開示 | | 1803 |
| 48 | 123 | 28. 9. 5 | 生活保護医療扶助人員（平成19年度～平成27年度） 生活保護システム賃貸借契約に係る業務完了報告書 | 社会福祉課 | 28. 9. 20 | 全部開示 | 3号（印影） | 1804 |
| 49 | 124 | 28. 9. 5 | 運転自誌（市長車 平成27年8月1日～平成28年3月31日） 運転日誌（市長車 平成28年4月1日～平成28年8月8日） 運行予定表（市長車 平成27年7月28日～平成28年4月2日） 運行予定表（市長車 平成28年3月3日～平成28年7月9日） | 秘書課 | 28. 9. 20 | 部分開示 | 2号（氏名、印影、住所） | 1805 |
| 50 | 125 | 28. 9. 6 | 平成28年度寺崎・石川線外2路線道路詳細設計に業務委託に係る金入り設計書 平成28年度飯野II-31号線実施設計業務委託に係る金入り設計書 平成28年度長隈橋外24橋道路橋定期点検業務委託に係る金入り設計書 | 道路建設課 | 28. 9. 15 | 全部開示 | | 1806 |
| 51 | 126 | 28. 9. 8 | 工事成績評定表（事業名：下志津原2-490号線舗装復旧工事） | 契約検査 | 28. 9. 14 | 部分開示 | 2号（氏名） | 1807 |
| 52 | 127 | 28. 9. 16 | 佐倉市民公益活動補償制度パンフレット 市民公益活動補償制度・契約事務（入札）（平成27～28年度）綱中 佐倉市市民公益活動補償制度実施要綱 平成28年度佐倉市市民公益活動補償制度保険契約仕様書 平成28年度佐倉市市民公益活動補償制度保険契約開札調書 市民公益活動補償制度に関する保険証券（証券番号5000297467） 市民公益活動保険金支払状況（平成25年度～27年度） | 自治人権推進課 | 28. 10. 3 | 全部開示 | | 1808 |
| 53 | 128 | 28. 10. 7 | PAC812千成地先下水道管渠改修工事に係る金入り設計書 | 上下水道部建設課 | 28. 10. 18 | 全部開示 | | 1809 |
| 54 | 129 | 28. 10. 12 | 市長・市議会議員及び後援団体の政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付申請書、第2号様式及び第3号様式 | 選舉管理委員会 | 28. 10. 26 | 部分開示 | 2号（氏名・住所、電話番号・印影） | 1810 |
| 55 | 130 | 28. 10. 28 | 揚水施設許可条件変更申請（関係綴り） 揚水施設の許可条件の変更に関する許可書、申請書類、及び関連資料 佐倉市水道部 揚水施設設置許可書 揚水施設の使用届による、受理書、揚水施設使用届出書、及び揚水施設の概 | 維持管理課 | 28. 11. 10 | 全部開示 | | 1811 |
| 56 | 131 | 28. 10. 28 | 霞ヶ浦導水事業計画の変更について（回答）（19佐政第420号） | 企画政策課 | 28. 11. 10 | 全部開示 | | 1812 |
| 57 | 132 | 28. 10. 28 | 霞ヶ浦導水の新規利水対策及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（回答）（25佐企第173号） | | | | | |
| 58 | 133 | 28. 10. 28 | 霞ヶ浦導水事業の新規利水対策及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（報告）（25佐企第173号の1） | | | | | |
| 59 | 134 | 28. 10. 28 | 霞ヶ浦導水事業の新規利水対策及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について（照会）（25佐企第175号） | | | | | |

開示請求の処理状況(一覧)

| | | | | | | | |
|-----|-----|--|---------|----------|------|--|------|
| 156 | | 霞ヶ浦導水事業計画の変更について(回答)(27佐企第560号) | | | | | |
| 157 | | 霞ヶ浦導水事業計画の変更にかかる意見聴取について(照会)(27佐企第561号) | | | | | |
| 158 | | 霞ヶ浦導水事業計画の変更について(報告)(28佐企第34号) | | | | | |
| 159 | | ハッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について(回答)(19佐政第360号) | | | | | |
| 160 | | ハッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について(回答)(25佐企第172号) | | | | | |
| 161 | | ハッ場ダムの建設に関する基本計画の変更に対する意見照会について(報告)(25佐企第172号の1) | | | | | |
| 162 | | ハッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について(照会)(25佐企第174号) | | | | | |
| 163 | | ハッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について(報告)(25佐企第276号) | | | | | |
| 164 | | ハッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について(回答)(28佐企第175号) | | | | | |
| 165 | | 水道用水供給に関する覚書の締結について(22佐企第367号) | | | | | |
| 57 | 166 | 平成27年度年間受水量等申込書の提出について(26佐水事第164号) | 経営企画課 | 28.11.11 | 全部開示 | | 1813 |
| | 167 | 送水に関する協定書について(照会)(印広水業第209号) | | | | | |
| | 168 | 送水に関する協定書の締結について(協議回答)(26佐水事第621号) | | | | | |
| | 169 | 平成28年度年間受水量等申込書の提出について(27佐水事第178号) | | | | | |
| | 170 | 送水に関する協定書について(27佐水事第621号) | | | | | |
| | 171 | 送水に関する協定書の締結について(27佐水事第668号) | | | | | |
| | 172 | 支田負担行為兼支出命令書27-127、27-282、27-466、27-591、27-754、27-888、27-1051、27-1218、27-1354、27-1527、27-1665、27-184、28-153、28-304、28-462、28-601、28-750、28-892 | | | | | |
| | 173 | 印譲広域水道用水供給事業 供給計画における3ダム水量試算 | | 28.11.21 | | | |
| 58 | 174 | 28.10.28 市長・市議会議員候補者及び後援団体の政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付申請書 第2号様式及び第3号様式 | 選挙管理委員会 | 28.11.4 | 部分開示 | 2号(氏名・住所・電話番号・印影) | 1814 |
| 59 | 175 | 28.10.31 42条2項道路調査書(経過書、工事完了届、図面)E5N17 | 建築住宅課 | 28.11.8 | 部分開示 | 2号(氏名・電話番号) 3号(印影) | 1815 |
| 60 | 176 | 28.11.2 土地区画整理組合の設立認可申請に係る事前協議の取下げについて | 市街地整備課 | 28.11.9 | 部分開示 | 3号(印影) | 1816 |
| 61 | 177 | 28.11.2 (仮称)佐倉市ユーカリが丘駅北土地区画事業に係る都市計画提案の取下げについて | 都市計画課 | 28.11.11 | 部分開示 | 3号(印影) | 1817 |
| 62 | 178 | 28.11.4 平成21年5月21日付け佐倉市指令第341号により許可した宅地造成に関する工事の許可申請図面(土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図1、造成計画断面図2、造成計画断面図3、排水計画平面図)及び当該工事に関する住民説明会関係資料(打合せ記事録、質問回答書、家屋調査確認書、念書) | 市街地整備課 | 28.11.14 | 部分開示 | 2号(氏名) 3号(印影) | 1818 |
| 63 | 179 | 28.11.7 平成27年度政務活動費収支報告書 | 議会事務局 | 28.12.28 | 部分開示 | 2号(氏名、住所、印影、電話番号、カード会社名、銀行番号、口座番号等) 3号(印影、振込先金融機関名、マーク、支店名、口座番号等) | 期間延長 |
| 64 | 180 | 28.11.11 2016年2月4日付、駅北組準第2016-2号 都市計画提案書(不動産登記事項証明書、土地所有者等同意状況一覧、土地所有者等の同意書を除く) | 都市計画課 | 28.11.21 | 部分開示 | 2号(氏名) 3号(印影) | 1820 |
| 65 | 181 | 28.11.22 27佐選第151号の1「政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の更新手続等について(通知)」 | 選挙管理委員会 | 28.12.5 | 全部開示 | | 1821 |
| 66 | 182 | 28.11.24 第17回佐倉・時代まつり収支決算書 | 産業振興課 | 28.12.6 | 部分開示 | 2号(氏名) | 1822 |
| 67 | 183 | 28.11.30 昭和62年11月19日付け千葉県指令第4号の10により許可した開発行為の許可申請図面(現況図、造成計画断面図) | 市街地整備課 | 28.12.8 | 部分開示 | 2号(印影) | 1823 |
| 68 | 184 | 28.12.6 立札及び看板の類の設置場所変更届出書 第5号様式(平成28年1月~平成28年12月届分) | 選挙管理委員会 | 28.12.20 | 部分開示 | 2号(氏名、電話番号、印影) | 1824 |
| 69 | 185 | 28.12.6 27佐選第151号「政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の更新手続等について(通知)」 | 選挙管理委員会 | 28.12.20 | 全部開示 | | 1825 |
| 70 | 186 | 28.12.6 「証票返還書」及び「紛失(破損)届」(平成27年度分) | 選挙管理委員会 | 28.12.20 | 部分開示 | 2号(氏名、住所、印影) | 1826 |
| 71 | 187 | 28.12.9 平成28年度教育委員に係る全ての応募者の小論文とその結果、面接結果、選任委員のリスト | 人事課 | 28.12.15 | 取下げ | | 情報提供 |

開示請求の処理状況(一覧)

| | | | | | | | | |
|----|-----|------------|---|-----------------|------------|------|--|------|
| 72 | 188 | 28. 12. 13 | 事業名：28復旧-31田町・並木町・鍋木町地先舗装復旧工事 工事成績評定表 | 上下水道部 契約 検査室 | 28. 12. 16 | 部分開示 | 2号（氏名） | 1828 |
| | 189 | | 事業名：28復旧-31田町・並木町・鍋木町地先舗装復旧工事 工事成績採点の参考項目別運用表 | | | | 2号（氏名） | |
| 73 | 190 | 28. 12. 13 | 「検査執行依頼書について」(28復旧-31)」中の別紙-1、別紙-2、 別紙-5 | 建設課 | 28. 12. 19 | 全部開示 | | 1829 |
| 74 | 191 | 28. 12. 12 | 佐倉市市民公益活動補償制度に関する保険証券 (証券番号931LG 302752-8) | 自治人権推進課 | 28. 12. 20 | 部分開示 | 3号（印影） | 1830 |
| | 192 | | 佐倉市市民公益活動補償制度実施要綱 | | | | | |
| | 193 | | 佐倉市市民公益活動補償制度支払状況一覧（平成16年～） | | | | | |
| | 194 | | 市民公益活動補償制度に関する保険証券（証券番号5000297467） | | | | | |
| 75 | 195 | 28. 12. 16 | 学童保育所入所状況（月別）（平成26年度・平成27年度・平成28 年度） | 子育て支援課 | 28. 12. 26 | 全部開示 | | 1831 |
| | 196 | | 学童保育所入所案内P1（開所時間及び休業日） | | | | | |
| | 197 | | 指定管理者年次報告内利用料金収納実績（年次報告） (平成26年度・平成27年度) | | | | | |
| | 198 | | 長期休暇事等の学童保育所開所時間に関するアンケート集計結果 | | | | | |
| 76 | 199 | 29. 1. 18 | PAC811新白井田地先下水道管渠改修工事（1工区）に係る金入り 設計書 | 建設課 | 29. 1. 20 | 全部開示 | | 1832 |
| 77 | 200 | 29. 1. 16 | PAC811新白井田地先下水道管渠改修工事（1工区）に係る金入り 設計書 | 建設課 | 29. 1. 20 | 全部開示 | | 1833 |
| 78 | 201 | 29. 1. 30 | 平成28年度 明神台調整池斜面崩壊対策工事に係る金入り設計書 | 土木河川課 | 29. 2. 6 | 全部開示 | | 1834 |
| 79 | 202 | 29. 2. 1 | 平成28年度佐倉城跡公園管理業務委託（金額入設計書） | 公園緑地課 | 29. 2. 6 | 全部開示 | | 1835 |
| | 203 | | 平成28年度佐倉地区公園管理業務委託（金額入設計書） | | | | | |
| | 204 | | 平成28年度根郷地区公園管理業務委託（金額入設計書） | | | | | |
| | 205 | | 平成28年度白井・千代田地区公園管理業務委託（金額入設計書） | | | | | |
| | 206 | | 平成28年度志津北部地区公園管理業務委託（金額入設計書） | | | | | |
| | 207 | | 平成28年度志津南部地区公園管理業務委託（金額入設計書） | | | | | |
| | 208 | | 平成28年度志津地区大型公園管理業務委託（金額入設計書） | | | | | |
| | 209 | | 平成28年度官の杜公園管理業務委託（金額入設計書） | | | | | |
| 80 | 210 | 29. 2. 10 | 佐倉市ユーカリが丘駅北土地区画整理組合の設立認可申請に係る 事前協議について（通知） | 市街地整備課 | 29. 2. 15 | 部分開示 | 2号（氏名、印影） 3号（印影） | 1836 |
| | 211 | | 佐倉市ユーカリが丘駅北土地区画整理組合の設立認可申請に係る 事前協議について（通知）に係る報告書について（報告） | | | | | |
| 81 | 212 | 29. 2. 10 | 平成28年7月1日から平成28年12月31日までに付定のあった住居番 号付審査申請書にかかる住居番号付審査受付簿及び当該の住居表示台 帳副本 | 自治人権推進課 | 29. 2. 24 | 部分開示 | 2号（氏名） | 1837 |
| 82 | 213 | 29. 2. 15 | 平成24年7月6日の順天堂大学訪問時の打ち合わせ記録 | 企画政策課 | 29. 2. 21 | 部分開示 | 2号（氏名） | 1838 |
| 83 | 214 | 29. 2. 23 | 都市計画法第29条に基づき申請のあった、（仮称）佐倉市高岡園 地宅地造成工事に係る擁壁位置図、擁壁構造図 | 市街地整備課 | 29. 3. 2 | 全部開示 | | 1839 |
| 84 | 215 | 29. 3. 3 | CAC818志津1号枝線管渠布設工事に係る金入り設計書 | 建設課 | 29. 3. 14 | 全部開示 | | 1840 |
| 85 | 216 | 29. 3. 7 | 下志津802地先道路工事施行承認書一式添付図面 | 土木河川課 | 29. 3. 16 | 部分開示 | 2号（氏名、電話番号） 3号（印影） | 1841 |
| 86 | 217 | 29. 3. 24 | 道路に関する合意書の図面（佐倉市大蛇町宇千日前477-1 他） | 建築住宅課 | 29. 3. 27 | 全部開示 | | 1842 |
| 87 | 218 | 29. 3. 24 | 「平成29年度だ暮らし飯野台観光振興施設売店等出店候補者の選 定結果について」中の平成29年度佐倉市飯野台観光振興施設売店 等出店者提案評価集計表及び株式会社塚原緑地研究所の企画提案 書について | 産業振興課 | 29. 3. 29 | 部分開示 | 2号（氏名、メールアカ ウント、顔写真） 3号（選定されなかった 法人名） | 1843 |
| 88 | 219 | 29. 3. 27 | 市内小・中学校がH26~28年度に入札や契約にて入札された以下製 品について商品名、納入価格、納入業者名、見積参加業者名、同 等品の可否 1. 体育の授業で使用するマット 2. 運動会等で使用するテント | 教育総務課 | 29. 4. 3 | 取下げ | | 1844 |
| 89 | 220 | 29. 3. 27 | 平成26年度佐倉市立小中学校体育備品購入什様書 ・開札調書 ・事業説明書 ・平成26年度佐倉市立小中学校体育備品購入什様書 | 学務課 | 29. 3. 30 | 全部開示 | | 1845 |

開示請求の処理状況(一覧)

| | | | | |
|-----|--|--|--|--|
| 221 | 平成26年度佐倉市立小中学校体育備品購入（後期） ・開札調書（後期） ・事業説明書（後期） ・平成26年度佐倉市立小中学校体育備品購入仕様書（後期） | | | |
| 222 | 平成27年度佐倉市立小中学校体育備品購入 ・開札調書 ・事業説明書 ・平成27年度佐倉市立小中学校体育備品購入仕様書 | | | |
| 223 | 平成28年度佐倉市立小中学校体育備品購入 ・開札調書 ・事業説明書 ・平成28年度佐倉市立小中学校体育備品購入仕様書 | | | |
| 224 | 平成28年度佐倉市立小中学校体育備品後期分購入 ・開札調書（後期分購入） ・事業説明書（後期分購入） ・平成28年度佐倉市立小中学校体育備品後期購入仕様書 | | | |
| 225 | 平成28年度佐倉市立小中学校体育備品後期追加分購入 ・見積合せ経過調書 ・仕様書 ・平成28年度佐倉市立小中学校体育備品後期追加分購入仕様書 | | | |

公表情報の一覧表(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

1:市の総合計画及びこの計画に係る中間段階の案

| 番号 | 公表資料(情報)の名称 | 公表日 | 公表の方法 | 所管課等 |
|----|---------------------------------|----------|--------------|-------|
| 1 | 第4次佐倉市総合計画後期基本計画 | H28.4.14 | ホームページ | 企画政策課 |
| 2 | 実施計画書(平成28年度～平成30年度)(平成28年4月作成) | H28.4.21 | 市政資料室,ホームページ | 企画政策課 |
| 3 | 実施計画書(平成28～30年度)(平成28年4月作成) | H28.4.21 | 市政資料室,ホームページ | 企画政策課 |
| 4 | 志津駅周辺地区 都市再生整備計画(第3回変更) | H29.3.20 | 市政資料室 | 都市計画課 |

3:市の主要事業の状況

| 番号 | 公表資料(情報)の名称 | 公表日 | 公表の方法 | 所管課等 |
|----|--------------------------------|-----------|--------------|---------|
| 5 | 介護保険事業状況報告(平成28年3月分) | H28.4.19 | 市政資料室 | 高齢者福祉課 |
| 6 | 介護保険事業状況報告(平成28年4月分) | H28.5.17 | 市政資料室 | 高齢者福祉課 |
| 7 | 介護保険事業状況報告(平成28年5月分) | H28.6.10 | 市政資料室 | 高齢者福祉課 |
| 8 | 公共施設の「指定管理者」希望団体を募集 | H28.6.10 | 広報紙,ホームページ | 資産管理経営室 |
| 9 | 佐倉市指定管理者審査委員会 平成28年度第1回会議記録 | H28.6.14 | 市政資料室,ホームページ | 資産管理経営室 |
| 10 | 佐倉市指定管理者審査委員会 平成28年度第2回会議記録 | H28.6.14 | 市政資料室,ホームページ | 資産管理経営室 |
| 11 | 介護保険事業状況報告(平成27年度年報) | H28.7.11 | 市政資料室 | 高齢者福祉課 |
| 12 | 介護保険事業状況報告(平成28年6月分) | H28.7.12 | 市政資料室 | 高齢者福祉課 |
| 13 | 介護保険事業状況報告(平成28年7月分) | H28.8.10 | 市政資料室 | 高齢者福祉課 |
| 14 | 介護保険事業状況報告(平成28年8月分) | H28.9.12 | 市政資料室 | 高齢者福祉課 |
| 15 | 平成27年度佐倉市歳入歳出決算にかかる主要施策の成果の説明書 | H28.11.30 | 市政資料室,ホームページ | 企画政策課 |
| 16 | 介護保険事業状況報告(平成28年9月分) | H28.10.12 | 市政資料室 | 高齢者福祉課 |
| 17 | 介護保険事業状況報告(平成28年10月分) | H28.11.8 | 市政資料室 | 高齢者福祉課 |
| 18 | 介護保険事業状況報告(平成28年11月分) | H28.12.9 | 市政資料室 | 高齢者福祉課 |
| 19 | 指定管理者候補者の選定に係る審査について(答申) | H28.10.25 | 市政資料室,ホームページ | 資産管理経営室 |
| 20 | 佐倉市指定管理者審査委員会 平成28年度第3回会議記録 | H28.11.14 | 市政資料室,ホームページ | 資産管理経営室 |
| 21 | 佐倉市指定管理者審査委員会 平成28年度第4回会議記録 | H28.11.14 | 市政資料室,ホームページ | 資産管理経営室 |
| 22 | 佐倉市指定管理者審査委員会 平成28年度第5回会議記録 | H28.11.14 | 市政資料室,ホームページ | 資産管理経営室 |
| 23 | 佐倉市指定管理者審査委員会 平成28年度第6回会議記録 | H28.11.14 | 市政資料室,ホームページ | 資産管理経営室 |
| 24 | 指定管理者モニタリング実施結果(平成27年度) | H28.11.21 | 市政資料室,ホームページ | 資産管理経営室 |
| 25 | 視点31号 平成27年度 佐倉市職員研修のまとめ | H29.3.31 | 市政資料室 | 人事課 |
| 26 | 介護保険事業状況報告(平成28年12月分) | H29.1.11 | 市政資料室 | 高齢者福祉課 |
| 27 | 介護保険事業状況報告(平成29年1月分) | H29.2.9 | 市政資料室 | 高齢者福祉課 |
| 28 | 介護保険事業状況報告(平成29年2月分) | H29.3.9 | 市政資料室 | 高齢者福祉課 |
| 29 | 平成27年度 児童虐待防止活動のまとめ | H29.3.8 | 市政資料室,ホームページ | 児童青少年課 |

5:環境、保健衛生、防災等市民生活の安全と密接な関係がある事項

| 番号 | 公表資料(情報)の名称 | 公表日 | 公表の方法 | 所管課等 |
|----|--------------------------------------|-----------|------------------|--------|
| 30 | 佐倉市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) | H28.4.14 | 市政資料室,ホームページ,その他 | 環境政策課 |
| 31 | 平成27年度第2回佐倉市環境審議会会議録 | H28.4.28 | 市政資料室,ホームページ | 環境政策課 |
| 32 | 附属機関等委員会委嘱結果(佐倉市環境審議会) | H28.5.10 | 市政資料室,ホームページ | 環境政策課 |
| 33 | 佐倉市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)取組実施計画表 | H28.6.23 | 市政資料室,ホームページ,その他 | 環境政策課 |
| 34 | 空間放射線量率の測定について(第129-1報 平成28年2月26日実施) | H28.4.19 | ホームページ | 生活環境課 |
| 35 | 空間放射線量率の測定について(第129-2報 平成28年2月26日実施) | H28.4.20 | ホームページ | 生活環境課 |
| 36 | 空間放射線量率の測定について(第129-3報 平成28年2月26日実施) | H28.4.26 | ホームページ | 生活環境課 |
| 37 | 空間放射線量率の測定について(第130報 平成28年3月22日実施分) | H28.5.2 | ホームページ | 生活環境課 |
| 38 | 空間放射線量率の測定について(第131報 平成28年3月15日実施分) | H28.5.18 | ホームページ | 生活環境課 |
| 39 | 空間放射線量率の測定について(第132報 平成28年4月19日実施分) | H28.6.15 | ホームページ | 生活環境課 |
| 40 | 空間放射線量率の測定について(第133報 平成28年4月22日実施分) | H28.6.17 | ホームページ | 生活環境課 |
| 41 | 空間放射線量率の測定について(第134報 平成28年5月19日実施分) | H28.6.28 | ホームページ | 生活環境課 |
| 42 | 佐倉市上下水道ビジョン(平成28年3月) | H28.5.16 | 市政資料室,ホームページ | 経営企画課 |
| 43 | 平成28年度第1回佐倉市環境審議会会議録 | H28.7.29 | 市政資料室,ホームページ | 環境政策課 |
| 44 | 空間放射線量率の測定について(第135報 平成28年5月20日実施分) | H28.7.11 | ホームページ | 生活環境課 |
| 45 | 空間放射線量率の測定について(第136報 平成28年5月31日実施分) | H28.8.8 | ホームページ | 生活環境課 |
| 46 | 空間放射線量率の測定について(第137報 平成28年6月14日実施分) | H28.8.17 | ホームページ | 生活環境課 |
| 47 | 空間放射線量率の測定について(第138報 平成28年6月20日実施分) | H28.8.23 | ホームページ | 生活環境課 |
| 48 | 空間放射線量率の測定について(第139報 平成28年7月14日実施分) | H28.9.6 | ホームページ | 生活環境課 |
| 49 | 空間放射線量率の測定について(第140報 平成28年7月19日実施分) | H28.9.12 | ホームページ | 生活環境課 |
| 50 | 空間放射線量率の測定について(第141報 平成28年8月10日実施分) | H28.10.4 | ホームページ | 生活環境課 |
| 51 | 空間放射線量率の測定について(第142報 平成28年8月19日実施分) | H28.10.12 | ホームページ | 生活環境課 |
| 52 | 空間放射線量率の測定について(第143報 平成28年9月12日実施分) | H28.11.2 | ホームページ | 生活環境課 |
| 53 | 空間放射線量率の測定について(第144報 平成28年9月16日実施分) | H28.11.10 | ホームページ | 生活環境課 |
| 54 | 原力子損害賠償について東京電力と和解契約を締結しました | H28.11.22 | ホームページ | 生活環境課 |
| 55 | 空間放射線量率の測定について(第145報 平成28年10月11日実施分) | H28.12.19 | ホームページ | 生活環境課 |
| 56 | 空間放射線量率の測定について(第146報 平成28年10月20日実施分) | H28.12.20 | ホームページ | 生活環境課 |
| 57 | 平成27・28年版「いんぱく沿白書」 | H29.1.24 | 市政資料室 | 環境政策課 |
| 58 | 「佐倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」平成27年度進捗状況 | H29.2.3 | 市政資料室,ホームページ | 環境政策課 |
| 59 | 平成28年版佐倉市環境白書(第39号) | H29.3.30 | 市政資料室,ホームページ | 環境政策課 |
| 60 | 佐倉市震災廃棄物処理計画 | H29.3.29 | 市政資料室,ホームページ | 廃棄物対策課 |

6:市の予算に関する事項

| 番号 | 公表資料(情報)の名称 | 公表日 | 公表の方法 | 所管課等 |
|----|--------------------------|-----------|-------------------|-------|
| 61 | 財政事情 | H28.4.28 | 広報紙,市政資料室,ホームページ | 財政課 |
| 62 | 平成27年度佐倉市歳入歳出決算書 | H28.8.29 | 市政資料室,印刷物等,ホームページ | 財政課 |
| 63 | 平成27年度 損助金関係資料 | H28.10.21 | 市政資料室 | 財政課 |
| 64 | 財政事情 | H28.11.1 | 広報紙,市政資料室,ホームページ | 財政課 |
| 65 | 平成27年度決算審査特別委員会追加資料 | H28.10.11 | 市政資料室 | 議会事務局 |
| 66 | 平成27年度決算審査特別委員会資料 | H28.10.11 | 市政資料室 | 議会事務局 |
| 67 | 平成29年度当初予算(案)の概要説明 | H29.3.16 | 市政資料室 | 議会事務局 |
| 68 | 平成29年度 当初予算(案)の概要説明 追加資料 | H29.3.16 | 市政資料室 | 議会事務局 |

8:重要な施設整備に関する事項

| 番号 | 公表資料(情報)の名称 | 公表日 | 公表の方法 | 所管課等 |
|----|-------------------------|----------|--------|-------|
| 69 | 自転車通行空間の整備に向けて | H29.3.16 | ホームページ | 道路建設課 |
| 70 | 橋梁点検結果について | H29.3.23 | ホームページ | 道路建設課 |
| 71 | 寺崎北交差点交通量調査 | H29.3.31 | ホームページ | 道路建設課 |
| 72 | 志津駅周辺地区 都市再生整備計画(第2回変更) | H29.1.17 | 市政資料室 | 都市計画課 |

9:市民の意識、生活実態等に関する調査結果に関する事項

| 番号 | 公表資料(情報)の名称 | 公表日 | 公表の方法 | 所管課等 |
|----|-----------------|----------|--------------|-------|
| 73 | 平成28年度市民意識調査報告書 | H29.1.25 | 市政資料室,ホームページ | 企画政策課 |

10:市の統計に関する資料

| 番号 | 公表資料(情報)の名称 | 公表日 | 公表の方法 | 所管課等 |
|----|-------------|-----|-------|------|
|----|-------------|-----|-------|------|

公表情報の一覧表(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

| | | | | |
|-----|-------------------------------------|-----------|-------------------|---------|
| 74 | 平成28年 我が国の人団動態 平成26年までの動向 | H28.4.8 | 市政資料室 | 情報システム課 |
| 75 | 明日への統計2016 | H28.6.13 | 市政資料室 | 情報システム課 |
| 76 | 平成28年度市税ガイド | H28.5.20 | 市政資料室,ホームページ | 市民税課 |
| 77 | 町丁別人口(平成28年3月末) | H28.4.6 | 市政資料室,ホームページ | 市民課 |
| 78 | 町丁別年齢別人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成28年3月末) | H28.4.6 | ホームページ | 市民課 |
| 79 | 町丁別・年齢別登録人口集計表(外国人含む) | H28.4.6 | 市政資料室 | 市民課 |
| 80 | 町丁別人口(平成28年4月末) | H28.5.10 | 市政資料室,ホームページ | 市民課 |
| 81 | 町丁別年齢別人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成28年4月末) | H28.5.10 | ホームページ | 市民課 |
| 82 | 町丁別人口(平成28年5月末) | H28.6.3 | 市政資料室,ホームページ | 市民課 |
| 83 | 町丁別年齢別人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成28年5月末) | H28.6.3 | 広報紙,ホームページ | 市民課 |
| 84 | 統計でみる市区町村のすがた 2016 | H28.8.1 | 市政資料室 | 情報システム課 |
| 85 | 平成28年度固定資産の価格等の概要調査 | H28.9.13 | 市政資料室,ホームページ | 資産税課 |
| 86 | 町丁別年齢別人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成28年6月末) | H28.7.1 | 広報紙,ホームページ | 市民課 |
| 87 | 町丁別人口(平成28年6月末) | H28.7.1 | 市政資料室,ホームページ | 市民課 |
| 88 | 町丁別年齢別人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成28年7月末) | H28.8.2 | 広報紙,ホームページ | 市民課 |
| 89 | 町丁別人口(平成28年7月末) | H28.8.2 | 市政資料室,ホームページ | 市民課 |
| 90 | 町丁別人口(平成28年8月末) | H28.9.1 | 市政資料室,ホームページ | 市民課 |
| 91 | 町丁別年齢別人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成28年8月末) | H28.9.1 | 広報紙,ホームページ | 市民課 |
| 92 | 佐倉市統計表(平成27年度) | H28.10.7 | 市政資料室,ホームページ | 情報システム課 |
| 93 | 2016年市勢のしおり | H28.10.7 | 印刷物等 | 情報システム課 |
| 94 | 平成28年度市税概要 | H28.10.3 | 市政資料室,印刷物等,ホームページ | 市民税課 |
| 95 | 町丁別・年齢別登録人口集計表(外国人含む) | H28.10.4 | 市政資料室 | 市民課 |
| 96 | 町丁別人口(平成28年9月末) | H28.10.4 | 市政資料室,ホームページ | 市民課 |
| 97 | 町丁別年齢別人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成28年9月末) | H28.10.4 | ホームページ | 市民課 |
| 98 | 町丁別人口(平成28年10月末) | H28.11.1 | 市政資料室,ホームページ | 市民課 |
| 99 | 町丁別年齢別人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成28年1月末) | H28.11.1 | ホームページ | 市民課 |
| 100 | 町丁別人口(平成28年11月末) | H28.12.1 | 市政資料室,ホームページ | 市民課 |
| 101 | 町丁別年齢別人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成28年1年末) | H28.12.1 | ホームページ | 市民課 |
| 102 | 平成28年千葉県地図調査 | H28.10.11 | 市政資料室 | 都市計画課 |
| 103 | 平成27年度建築住宅行政年報 | H28.11.4 | 市政資料室 | 建築住宅課 |
| 104 | 町丁別人口(平成28年12月末) | H29.1.4 | 市政資料室,ホームページ | 市民課 |
| 105 | 町丁別年齢別人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成28年1年末) | H29.1.4 | ホームページ | 市民課 |
| 106 | 町丁別人口(平成29年1月末) | H29.2.1 | 市政資料室,ホームページ | 市民課 |
| 107 | 町丁別年齢別人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成29年1月末) | H29.2.1 | ホームページ | 市民課 |
| 108 | 町丁別人口(平成29年2月末) | H29.3.1 | 市政資料室,ホームページ | 市民課 |
| 109 | 町丁別年齢別人口エクセルデータ(平成18年1月末から平成29年2月末) | H29.3.1 | ホームページ | 市民課 |
| 110 | 佐倉市の国民健康保険(平成28年度版) | H29.2.28 | 市政資料室,ホームページ | 健康保険課 |

11:市が行う試験、行事に関する事項

| 番号 | 公表資料(情報)の名称 | 公表日 | 公表の方法 | 所管課等 |
|-----|-----------------------------|-----------|---------------------|---------|
| 111 | 佐藤しのぶソプラノリサイタル | H28.5.1 | 広報紙,印刷物等,ホームページ,その他 | 市民音楽ホール |
| 112 | 佐倉シティーブラスファミリーコンサート | H28.6.1 | 広報紙,印刷物等,その他 | 市民音楽ホール |
| 113 | 演劇「挽歌」 | H28.6.15 | 広報紙,印刷物等,ホームページ,その他 | 市民音楽ホール |
| 114 | Shoes On! | H28.7.15 | 広報紙,印刷物等,ホームページ,その他 | 市民音楽ホール |
| 115 | さくら合唱のつどい | H28.7.15 | 広報紙,印刷物等 | 市民音楽ホール |
| 116 | 夏休みバック・ステージ・ツアー | H28.7.15 | 広報紙,印刷物等 | 市民音楽ホール |
| 117 | 親子でクリスマス・コンサート | H28.8.1 | 広報紙,印刷物等,ホームページ,その他 | 市民音楽ホール |
| 118 | 佐倉合唱フェスティバル | H28.8.1 | 広報紙,印刷物等,ホームページ,その他 | 市民音楽ホール |
| 119 | 南こうせつコンサート | H28.10.1 | 広報紙,印刷物等,ホームページ,その他 | 市民音楽ホール |
| 120 | クリコ コンサート2017 | H28.10.1 | 広報紙,印刷物等,その他 | 市民音楽ホール |
| 121 | 木管フェスティバル参加団体募集 | H28.11.15 | 広報紙,印刷物等,ホームページ,その他 | 市民音楽ホール |
| 122 | 佐倉ウインド・アンサンブル定期演奏会 | H28.12.1 | 広報紙,印刷物等,その他 | 市民音楽ホール |
| 123 | 佐倉フィルハーモニー管弦楽団定期演奏会 | H28.12.1 | 広報紙,印刷物等,その他 | 市民音楽ホール |
| 124 | 佐倉少年少女合唱教室団員募集 | H28.12.1 | 広報紙,印刷物等,その他 | 市民音楽ホール |
| 125 | 佐倉ブラスフェスティバル参加募集 | H28.12.1 | 広報紙,印刷物等,ホームページ | 市民音楽ホール |
| 126 | ニューイヤーコンサート2018 | H28.12.15 | 広報紙,印刷物等,ホームページ,その他 | 市民音楽ホール |
| 127 | 仲道郁代ピアノ・リサイタル | H28.12.15 | 広報紙,印刷物等,ホームページ,その他 | 市民音楽ホール |
| 128 | ハンドベル教室&ストリートオルガンクリスマスコンサート | H28.12.15 | 広報紙,印刷物等,ホームページ,その他 | 市民音楽ホール |
| 129 | 水質検査計画(平成29年度) | H29.3.15 | 市政資料室,ホームページ | 維持管理課 |
| 130 | ニューイヤーコンサート2018 | H29.1.1 | 広報紙,印刷物等,ホームページ,その他 | 市民音楽ホール |
| 131 | 親子でコンサート | H29.1.1 | 広報紙,印刷物等,ホームページ,その他 | 市民音楽ホール |
| 132 | カール・ハイツ・シュツツ・フルート・リサイタル | H29.1.1 | 広報紙,印刷物等,ホームページ,その他 | 市民音楽ホール |
| 133 | 樋本大進&アレシオ・バックス デュオ・リサイタル | H29.1.1 | 広報紙,印刷物等,ホームページ,その他 | 市民音楽ホール |
| 134 | 木管フェスティバル | H29.2.15 | 広報紙,印刷物等,その他 | 市民音楽ホール |
| 135 | 佐倉ブラスフェスティバル | H29.3.1 | 広報紙,印刷物等,その他 | 市民音楽ホール |
| 136 | 演劇『喝采』 | H29.3.31 | 広報紙,印刷物等,ホームページ,その他 | 市民音楽ホール |

12:その他実施機関が必要と認める事項

| 番号 | 公表資料(情報)の名称 | 公表日 | 公表の方法 | 所管課等 |
|-----|--|----------|--------------|---------|
| 137 | 市長交際費・市長Diary(平成28年3月分) | H28.4.15 | 市政資料室,ホームページ | 秘書課 |
| 138 | 市長交際費・市長Diary(平成28年4月分) | H28.5.13 | 市政資料室,ホームページ | 秘書課 |
| 139 | 市長交際費・市長Dairy(平成28年5月分) | H28.6.15 | 市政資料室,ホームページ | 秘書課 |
| 140 | 平成27年度第3回佐倉市行政改革懇話会 会議要録 | H28.4.6 | 市政資料室,ホームページ | 企画政策課 |
| 141 | 窓口サービスの見直しに関する意見書 | H28.4.6 | 市政資料室,ホームページ | 企画政策課 |
| 142 | 附属機関等委員公募結果(行政評価懇話会) | H28.6.29 | 市政資料室,ホームページ | 企画政策課 |
| 143 | 佐倉市史研究 第29号 | H28.4.8 | 市政資料室,印刷物等 | 行政管理課 |
| 144 | 審議会等の会議の公開に関する運用状況(平成26年4月1日～平成27年3月31日) | H28.4.14 | 市政資料室 | 行政管理課 |
| 145 | 平成28年度佐倉市行政不服審査会(第1回)会議録 | H28.5.2 | 市政資料室,ホームページ | 行政管理課 |
| 146 | 審議会等の会議の公開に関する運用状況(平成27年4月1日～平成28年3月31日) | H28.5.6 | 市政資料室 | 行政管理課 |
| 147 | 平成27年度情報公開制度実施状況報告書 | H28.5.12 | 市政資料室,ホームページ | 行政管理課 |
| 148 | 平成27年度個人情報保護制度運用状況報告書 | H28.5.12 | 市政資料室,ホームページ | 行政管理課 |
| 149 | 平成27年度文書ファイル一覧 | H28.5.25 | 市政資料室 | 行政管理課 |
| 150 | 佐倉市職員名簿 平成28年4月現在 | H28.4.20 | 市政資料室 | 人事課 |
| 151 | 千葉県市町村一部事務組合職員名簿 4月1日現在 | H28.6.30 | 市政資料室 | 人事課 |
| 152 | 印旛郡市職員録 平成28年度 | H28.6.30 | 市政資料室 | 人事課 |
| 153 | 付属機関等委員公募結果(佐倉市男女平等参画審議会) | H28.4.4 | 市政資料室,ホームページ | 自治人権推進課 |
| 154 | 第7回推進委員会議事録 | H28.4.8 | 市政資料室,ホームページ | 社会福祉課 |
| 155 | 第3次佐倉市地域福祉計画(佐倉市地域福祉ビジョン) | H28.4.8 | 市政資料室,ホームページ | 社会福祉課 |
| 156 | 附属機関等委員公募結果 | H28.5.25 | 市政資料室,ホームページ | 社会福祉課 |
| 157 | 子育て応援情報 すくすく佐倉っ子(4/15号) | H28.4.15 | 広報紙 | 子育て支援課 |
| 158 | 子育て応援情報 すくすく佐倉っ子(5/15号) | H28.5.15 | 広報紙 | 子育て支援課 |
| 159 | 子育て応援情報 すくすく佐倉っ子(6/15号) | H28.6.15 | 広報紙 | 子育て支援課 |
| 160 | 私立幼稚園就園奨励費補助制度 | H28.6.22 | 広報紙,ホームページ | 子育て支援課 |
| 161 | 平成27年度第2回歯科口腔保健専門委員会会議録 | H28.4.15 | 市政資料室 | 健康増進課 |

公表情報の一覧表(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

| | | | | |
|-----|------------------------------------|-----------|-----------------------|------------|
| 162 | 平成27年度母子保健専門委員会 会議要録 | H28.5.9 | 市政資料室 | 健康増進課 |
| 163 | 平成28年度 佐倉市地域医療協議会 第1回 予防接種専門委員会 | H28.6.30 | 市政資料室 | 健康増進課 |
| 164 | 第2次佐倉市食育推進計画 | H28.4.25 | 市政資料室 ホームページ | 農政課 |
| 165 | 佐倉草ぶえの丘10年の歩み | H28.5.20 | 広報紙 ホームページ | 農政課 |
| 166 | 第15回佐倉市地域公共交通会議議事録(会議資料) | H28.4.15 | 市政資料室 ホームページ | 都市計画課 |
| 167 | 平成28年 地価公示 | H28.4.19 | 市政資料室 その他 | 都市計画課 |
| 168 | 第3回佐倉市立地適正化計画作成懇話会議事録 | H28.6.13 | 市政資料室 ホームページ | 都市計画課 |
| 169 | 第28回佐倉市都市計画審議会議事録 | H28.6.22 | 市政資料室 ホームページ | 都市計画課 |
| 170 | 佐倉市役所案内図(各所属の配置案内) | H28.4.1 | ホームページ | 資産管理経営室 |
| 171 | 指定管理者公募予定について | H28.4.1 | ホームページ | 資産管理経営室 |
| 172 | 平成28年度市有財産一時貸付(佐倉市斤舎食品等自動販売機設置) | H28.4.21 | ホームページ | 資産管理経営室 |
| 173 | 平成28・29年度佐倉市入札参加資格者名簿 | H28.4.1 | 市政資料室 ホームページ | 契約検査室 |
| 174 | 平成28年度発注予定 | H28.4.21 | 市政資料室 ホームページ | 契約検査室 |
| 175 | 平成28年度 建設工事の公表調書 | H28.4.22 | 市政資料室 ホームページ | 契約検査室 |
| 176 | 平成28年度 建設工事以外の公表調書 | H28.4.22 | 市政資料室 ホームページ | 契約検査室 |
| 177 | 委員会会議録(平成27年10～12月・文教福祉常任委員会、会派代表) | H28.4.1 | 市政資料室 | 議会事務局 |
| 178 | 佐倉市議会会議録(平成28年2月定期会) | H28.5.31 | 市政資料室 ホームページ | 議会事務局 |
| 179 | 平成28年度年間監査計画 | H28.4.5 | 市政資料室 ホームページ | 監査委員事務局 |
| 180 | 平成26・27年度選挙結果調 | H28.4.5 | 市政資料室 | 選挙管理委員会事務局 |
| 181 | 佐倉教育ビジョン後期推進計画(平成28年度～31年度) | H28.4.1 | 市政資料室 ホームページ | 教育総務課 |
| 182 | 平成28年度佐倉市佐倉市教育施策 | H28.4.1 | 市政資料室 ホームページ | 教育総務課 |
| 183 | 平成28年度佐倉市教育施策【タイアップ版】 | H28.4.1 | 市政資料室 ホームページ | 教育総務課 |
| 184 | 平成28年2月定例教育委員会会議録 | H28.4.20 | 市政資料室 | 教育総務課 |
| 185 | 平成28年2月定例教育委員会会議録(概要) | H28.4.20 | ホームページ その他 | 教育総務課 |
| 186 | 平成28年3月定例教育委員会会議録 | H28.5.18 | 市政資料室 | 教育総務課 |
| 187 | 平成28年3月定例教育委員会会議録(概要) | H28.5.18 | ホームページ その他 | 教育総務課 |
| 188 | 平成28年4月定例教育委員会会議録 | H28.6.22 | 市政資料室 | 教育総務課 |
| 189 | 平成28年4月定例教育委員会会議録(概要) | H28.6.22 | ホームページ その他 | 教育総務課 |
| 190 | 佐倉市教育センターだより | H28.5.31 | 市政資料室 | 教育センター |
| 191 | 附属機関等委員公募結果(社会教育委員) | H28.6.23 | 市政資料室 ホームページ | 社会教育課 |
| 192 | 国史跡井野長戸遺跡見学と石おのできこり体験 | H28.6.22 | 広報紙 ホームページ その他 | 文化課 |
| 193 | 「収蔵作品展・佐倉ゆかりの作家と工芸」展 | H28.4.1 | 広報紙、印刷物等 ホームページ | 美術館 |
| 194 | 「高橋真琴の原画展－佐倉で描かれた少女たち－」図録 | H28.4.4 | 市政資料室 | 美術館 |
| 195 | 「収蔵作品展 深沢幸雄－銅版画の魅力」展 | H28.5.2 | 広報紙、印刷物等 ホームページ | 美術館 |
| 196 | ミテハナソウ展2016 | H28.6.20 | 広報紙、印刷物等 ホームページ | 美術館 |
| 197 | 市長交際費・市長Diary(平成28年6月分) | H28.7.14 | 市政資料室 ホームページ | 秘書課 |
| 198 | 市長交際費・市長Diary(平成28年7月分) | H28.8.15 | 市政資料室 ホームページ | 秘書課 |
| 199 | 市長交際費・市長Diary(平成28年8月分) | H28.9.15 | 市政資料室 ホームページ | 秘書課 |
| 200 | 官報(平成28年4月1日～平成28年4月30日) | H28.8.1 | 市政資料室 | 行政管理課 |
| 201 | 官報(平成28年5月1日～平成28年5月31日) | H28.8.1 | 市政資料室 | 行政管理課 |
| 202 | 官報(平成28年6月1日～平成28年6月30日) | H28.8.1 | 市政資料室 | 行政管理課 |
| 203 | 官報(平成28年7月1日～平成28年7月31日) | H28.8.1 | 市政資料室 | 行政管理課 |
| 204 | 県報(平成28年4月1日～平成28年7月31日) | H28.8.1 | 市政資料室 | 行政管理課 |
| 205 | 平成28年度第1回佐倉市史編さん委員会 会議録 | H28.8.26 | 市政資料室 ホームページ | 行政管理課 |
| 206 | 佐倉市職員名簿 平成28年9月現在 | H28.9.9 | 市政資料室 | 人事課 |
| 207 | 千葉県勢要覧 平成27年版 | H28.7.6 | 市政資料室 | 情報システム課 |
| 208 | 2016 指標で知る千葉県・千葉県統計指標一覧 | H28.7.6 | 市政資料室 | 情報システム課 |
| 209 | 2016 県勢のしおり (No. 89) | H28.7.22 | 印刷物等 | 情報システム課 |
| 210 | 佐倉市男女平等参画審議会 平成28年度第1回会議会議録 | H28.9.2 | 市政資料室 ホームページ | 自治人権推進課 |
| 211 | 第1回消費生活センター運営協議会会議録 | H28.8.12 | 市政資料室 | 消費生活センター |
| 212 | 第1回佐倉市地域福祉計画推進委員会 議事録 | H28.8.16 | 市政資料室 ホームページ | 社会福祉課 |
| 213 | 佐倉市福祉有償運送運営協議会 会議録 | H28.9.20 | 市政資料室 ホームページ | 社会福祉課 |
| 214 | 子育て応援情報 すくすく佐倉っ子(7/15号) | H28.7.15 | 広報紙 | 子育て支援課 |
| 215 | 平成28年度第1回佐倉市子育て支援推進委員会 会議録 | H28.8.8 | 市政資料室 ホームページ | 子育て支援課 |
| 216 | 子育て応援情報 すくすく佐倉っ子(8/15号) | H28.8.15 | 広報紙 | 子育て支援課 |
| 217 | 子育て応援情報 すくすく佐倉っ子(9/15号) | H28.9.15 | 広報紙 | 子育て支援課 |
| 218 | 平成28年度第1回佐倉市健やかまちづくり推進委員会 | H28.8.31 | 市政資料室 | 健康増進課 |
| 219 | 平成28年度 佐倉市地域医療協議会 第2回 予防接種専門委員会 | H28.9.1 | 市政資料室 | 健康増進課 |
| 220 | 平成28年度佐倉市・酒々井町清掃組合一般会計補正予算書(第1号) | H28.8.10 | 市政資料室 | 廃棄物対策課 |
| 221 | 第16回佐倉市地域公共交通会議議事録(会議資料) | H28.8.9 | 市政資料室 ホームページ | 都市計画課 |
| 222 | 第4回佐倉市立地適正化計画作成懇話会議事録 | H28.8.17 | 市政資料室 ホームページ | 都市計画課 |
| 223 | 平成27年度第6回佐倉市建築審査会 | H28.9.1 | 市政資料室 | 建築住宅課 |
| 224 | 平成27年度第7回佐倉市建築審査会 | H28.9.1 | 市政資料室 | 建築住宅課 |
| 225 | 平成28年度第1回佐倉市建築審査会 | H28.9.1 | 市政資料室 | 建築住宅課 |
| 226 | 緑あふれる地域にマイホームを新築しませんか? | H28.7.15 | 広報紙 | 市街地整備課 |
| 227 | 江原台第二土地区画整理事業 施行区域を公告します | H28.7.15 | 広報紙 | 市街地整備課 |
| 228 | 政務活動費収支報告書(平成27年度分) | H28.7.8 | 市政資料室 ホームページ | 議会事務局 |
| 229 | 議長交際費の支出状況(平成28年6月分) | H28.7.13 | 市政資料室 ホームページ | 議会事務局 |
| 230 | 委員会会議録(平成27年5月) | H28.8.1 | 市政資料室 | 議会事務局 |
| 231 | 委員会会議録(平成28年2月～3月・議会運営委員会、会派代表者会) | H28.8.1 | 市政資料室 ホームページ | 議会事務局 |
| 232 | 委員会会議録(平成28年2月～3月・予算審査特別委員会) | H28.8.15 | 市政資料室 ホームページ | 議会事務局 |
| 233 | 佐倉市議会会議録(平成28年5月臨時会・平成28年6月定期会) | H28.8.23 | 市政資料室 ホームページ | 議会事務局 |
| 234 | 議長交際費の支出状況(平成28年8月分) | H28.9.12 | 市政資料室 ホームページ | 議会事務局 |
| 235 | 住民監査請求の結果報告書(市長の公務に係る支出について) | H28.8.10 | 市政資料室 ホームページ その他 | 監査委員事務局 |
| 236 | 平成27年度佐倉市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査 | H28.8.30 | 市政資料室 ホームページ その他 | 監査委員事務局 |
| 237 | 平成27年度佐倉市公営企業会計決算審査意見書 | H28.8.30 | 市政資料室 ホームページ その他 | 監査委員事務局 |
| 238 | 平成27年度佐倉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書 | H28.8.30 | 市政資料室 ホームページ その他 | 監査委員事務局 |
| 239 | 平成28年度「佐倉の教育」 | H28.7.1 | 市政資料室 | 教育総務課 |
| 240 | 平成28年5月定例教育委員会会議録 | H28.7.20 | 市政資料室 | 教育総務課 |
| 241 | 平成28年5月定例教育委員会会議録(概要) | H28.7.20 | ホームページ その他 | 教育総務課 |
| 242 | 平成28年6月定例教育委員会会議録 | H28.8.17 | 市政資料室 | 教育総務課 |
| 243 | 平成28年6月定例教育委員会会議録(概要) | H28.8.17 | ホームページ その他 | 教育総務課 |
| 244 | 平成28年7月定例教育委員会会議録 | H28.9.21 | 市政資料室 | 教育総務課 |
| 245 | 平成28年7月定例教育委員会会議録(概要) | H28.9.21 | ホームページ その他 | 教育総務課 |
| 246 | 教育委員会の事務執行にかかる点検評価報告書(平成27年度対象) | H28.9.30 | 市政資料室 ホームページ | 教育総務課 |
| 247 | 平成28年度「全国学力・学習状況調査 概要版」 | H28.9.30 | ホームページ | 教育センター |
| 248 | 平成28年度第1回佐倉市社会教育委員会議 会議録 | H28.8.1 | 市政資料室 ホームページ | 社会教育課 |
| 249 | 平成27年度第1回図書館協議会会議録 | H28.9.7 | 市政資料室 ホームページ | 佐倉図書館 |
| 250 | 風媒花 第29号 | H28.7.15 | 広報紙、市政資料室、印刷物等 ホームページ | 文化課 |
| 251 | 市長交際費・市長Diary(平成28年9月分) | H28.10.15 | 市政資料室 ホームページ | 秘書課 |
| 252 | 市長交際費・市長Diary(平成28年10月分) | H28.11.15 | 市政資料室 ホームページ | 秘書課 |
| 253 | 市長交際費・市長Diary(平成28年11月分) | H28.12.15 | 市政資料室 ホームページ | 秘書課 |
| 254 | 平成28年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会議録 | H28.11.14 | 市政資料室 ホームページ | 行政管理課 |
| 255 | 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況 | H28.11.1 | ホームページ | 市民課 |

公表情報の一覧表(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

| | | | | |
|-----|---|-----------|-------------|----------|
| 256 | 平成28年度第1回佐倉市市民公益活動サポートセンター運営協議会 | H28.10.11 | 市政資料室ホームページ | 自ら人権推進課 |
| 257 | 佐倉市男女平等参画審議会 平成28年度第2回会議会議録 | H28.11.30 | 市政資料室ホームページ | 自ら人権推進課 |
| 258 | 平成29年4月入園幼稚園児の募集 | H28.10.1 | 広報紙ホームページ | 子育て支援課 |
| 259 | 保育園に遊びに来ませんか(みれい保育園) | H28.10.1 | 広報紙 | 子育て支援課 |
| 260 | インファンセラピーを体験しませんか?(ソラストくら) | H28.10.1 | 広報紙 | 子育て支援課 |
| 261 | 子育て応援情報 すくすく佐倉っ子(10/15号) | H28.10.15 | 広報紙 | 子育て支援課 |
| 262 | 子育て応援情報 すくすく佐倉っ子(11/15号) | H28.11.15 | 広報紙 | 子育て支援課 |
| 263 | 子育て応援情報 すくすく佐倉っ子(12/15号) | H28.12.15 | 広報紙 | 子育て支援課 |
| 264 | 平成28年度佐倉市地域保健医療協議会 第1回健診専門委員会 | H28.10.27 | 市政資料室 | 健康増進課 |
| 265 | 佐倉市電力の調達に係る環境配慮方針 | H28.10.3 | ホームページ | 環境政策課 |
| 266 | 附属機関等委員会算結果 | H28.10.20 | 市政資料室ホームページ | 廃棄物対策課 |
| 267 | 平成27年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算書 | H28.10.31 | 市政資料室 | 廃棄物対策課 |
| 268 | 平成27年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算に係る会計補正予算書(第2号) | H28.10.31 | 市政資料室 | 廃棄物対策課 |
| 269 | 平成28年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算書(第2号) | H28.10.31 | 市政資料室 | 廃棄物対策課 |
| 270 | 平成28年度佐倉市交通安全対策協議会議事録 | H28.10.17 | 市政資料室ホームページ | 道路維持課 |
| 271 | (仮称)佐倉市ユカリが丘駅北土地区画整理事業に係る都市計画 | H28.11.22 | 市政資料室 | 都市計画課 |
| 272 | 第17回佐倉市立地公募会議議事録(会議資料) | H28.11.30 | 市政資料室ホームページ | 都市計画課 |
| 273 | 第5回佐倉市立地適正化計画作成懇話会議事録 | H28.12.13 | 市政資料室ホームページ | 都市計画課 |
| 274 | 佐倉市空家等対策協議会 委員公募結果 | H28.10.18 | 市政資料室 | 建築住宅課 |
| 275 | 江原台第二土地区画整理事業事業計画の概要を行います | H28.10.15 | 広報紙 | 市街地整備課 |
| 276 | 平成28年度建設工事以外の公表調書 2 | H28.12.1 | 市政資料室ホームページ | 契約検査室 |
| 277 | 平成28年度 第5回 広報公聴委員会 会議録 | H28.10.4 | 市政資料室ホームページ | 議会事務局 |
| 278 | 委員会会議録(平成28年4月～6月) | H28.10.26 | 市政資料室ホームページ | 議会事務局 |
| 279 | 平成28年度 第6回 広報公聴委員会 会議録 | H28.11.7 | 市政資料室ホームページ | 議会事務局 |
| 280 | 平成28年度 第7回 広報公聴委員会 会議録 | H28.11.7 | 市政資料室ホームページ | 議会事務局 |
| 281 | 議長交際費の支出状況(平成28年10月分) | H28.11.11 | 市政資料室ホームページ | 議会事務局 |
| 282 | 佐倉市議会会議録(平成28年8月定例会) | H28.11.22 | 市政資料室ホームページ | 議会事務局 |
| 283 | 議長交際費の支出状況(平成28年11月分) | H28.12.12 | 市政資料室ホームページ | 議会事務局 |
| 284 | 平成28年度財政援助団体等監査報告 | H28.10.27 | 市政資料室ホームページ | 監査委員事務局 |
| 285 | 平成28年度定期監査及び行政監査報告書(第1回) | H28.12.16 | 市政資料室ホームページ | 監査委員事務局 |
| 286 | 平成28年度監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表 | H28.12.16 | 市政資料室ホームページ | 監査委員事務局 |
| 287 | 平成28年8月定例教育委員会会議録 | H28.10.19 | 市政資料室 | 教育総務課 |
| 288 | 平成28年8月定例教育委員会会議録(概要) | H28.10.19 | ホームページ | 教育総務課 |
| 289 | 平成28年9月定例教育委員会会議録 | H28.11.16 | 市政資料室 | 教育総務課 |
| 290 | 平成28年9月定例教育委員会会議録(概要) | H28.11.16 | ホームページ | 教育総務課 |
| 291 | 平成28年10月臨時教育委員会会議録 | H28.11.16 | 市政資料室 | 教育総務課 |
| 292 | 平成28年10月臨時教育委員会会議録(概要) | H28.11.16 | ホームページ | 教育総務課 |
| 293 | 平成28年10月定例教育委員会会議録 | H28.12.21 | 市政資料室 | 教育総務課 |
| 294 | 平成28年10月定例教育委員会会議録(概要) | H28.12.21 | ホームページ | 教育総務課 |
| 295 | 佐倉市教育センター だより 第40号 | H28.11.11 | 市政資料室ホームページ | 教育センター |
| 296 | 平成28年度第1回佐倉市公民館運営審議会会議要録 | H28.10.13 | 市政資料室ホームページ | 中央公民館 |
| 297 | 平成27年度佐倉市立公民館のまとめ | H28.10.18 | 市政資料室ホームページ | 和田公民館 |
| 298 | 平成28年度第1回佐倉市立美術館運営協議会議事録 | H28.11.24 | 市政資料室ホームページ | 美術館 |
| 299 | 市長交際費・市長Diary(平成28年12月) | H29.1.15 | 市政資料室ホームページ | 秘書課 |
| 300 | 市長交際費・市長Diary(平成29年1月分) | H29.2.15 | 市政資料室ホームページ | 秘書課 |
| 301 | 市長交際費・市長Diary(平成29年2月分) | H29.3.15 | 市政資料室ホームページ | 秘書課 |
| 302 | 平成28年度第1回佐倉市行政評価懇話会 会議録 | H29.1.5 | 市政資料室ホームページ | 企画政策課 |
| 303 | 平成28年度第2回佐倉市行政評価懇話会 会議録 | H29.1.5 | 市政資料室ホームページ | 企画政策課 |
| 304 | 平成28年度第3回佐倉市行政評価懇話会 会議録 | H29.1.13 | 市政資料室ホームページ | 企画政策課 |
| 305 | 平成28年度第4回佐倉市行政評価懇話会 会議録 | H29.2.17 | 市政資料室ホームページ | 企画政策課 |
| 306 | 平成28年度第5回佐倉市行政評価懇話会 会議録 | H29.3.28 | 市政資料室ホームページ | 企画政策課 |
| 307 | 平成28年度第6回佐倉市行政評価懇話会 会議録 | H29.3.28 | 市政資料室ホームページ | 企画政策課 |
| 308 | HELLO SAKURA(英語版広報紙第326号) | H29.1.1 | 市政資料室ホームページ | 広報課 |
| 309 | HOLA SAKURA(スペイン語版広報紙第247号) | H29.1.1 | 市政資料室ホームページ | 広報課 |
| 310 | 二イ好佐倉(中国語版広報紙第164号) | H29.1.1 | 市政資料室ホームページ | 広報課 |
| 311 | 平成28年度 平和祈念文集 | H29.1.11 | 市政資料室 | 広報課 |
| 312 | HELLO SAKURA(英語版広報紙第327号) | H29.2.1 | 市政資料室ホームページ | 広報課 |
| 313 | HOLA SAKURA(スペイン語版広報紙第248号) | H29.2.1 | 市政資料室ホームページ | 広報課 |
| 314 | 二イ好佐倉(中国語版広報紙第165号) | H29.2.1 | 市政資料室ホームページ | 広報課 |
| 315 | 【合本版】うはうは佐倉(第1228号～第1251号) | H29.2.9 | 市政資料室 | 広報課 |
| 316 | HELLO SAKURA(英語版広報紙第328号) | H29.3.1 | 市政資料室ホームページ | 広報課 |
| 317 | HOLA SAKURA(スペイン語版広報紙第249号) | H29.3.1 | 市政資料室ホームページ | 広報課 |
| 318 | 二イ好佐倉(中国語版広報紙第166号) | H29.3.1 | 市政資料室ホームページ | 広報課 |
| 319 | 2017県勢のしおり No.90 | H29.1.25 | 市政資料室 | 情報システム課 |
| 320 | 統計でみる都道府県のすがた 2017 | H29.3.24 | 市政資料室 | 情報システム課 |
| 321 | 社会生活統計指標 一都道府県の指標一 2017 | H29.3.24 | 市政資料室 | 情報システム課 |
| 322 | 平成28年度第1回佐倉市国民健康保険運営協議会会議録 | H29.3.31 | 市政資料室 | 健康保険課 |
| 323 | 平成28年度第2回佐倉市国民健康保険運営協議会会議録 | H29.3.31 | 市政資料室 | 健康保険課 |
| 324 | 佐倉市男女平等参画基本計画(第3期)改訂版_進行管理調査結果 | H29.1.31 | 市政資料室ホームページ | 自ら人権推進課 |
| 325 | 佐倉市男女平等参画基本計画(第3期)[改訂版]指標達成状況一覧 | H29.1.31 | 市政資料室ホームページ | 自ら人権推進課 |
| 326 | 第2回消費生活センター運営協議会会議録 | H29.2.9 | 市政資料室 | 消費生活センター |
| 327 | 平成28年度第2回佐倉市福祉有償運送運営協議会 会議録 | H29.3.31 | 市政資料室ホームページ | 社会福祉課 |
| 328 | 子育て応援情報 すくすく佐倉っ子(1/15号) | H29.1.15 | 広報紙 | 子育て支援課 |
| 329 | 子育て応援情報 すくすく佐倉っ子(2/15号) | H29.2.15 | 広報紙 | 子育て支援課 |
| 330 | 子育て応援情報 すくすく佐倉っ子(3/15号) | H29.3.15 | 広報紙 | 子育て支援課 |
| 331 | 平成28年度佐倉市地域保健医療協議会会議要録 | H29.2.1 | 市政資料室 | 健康増進課 |
| 332 | 平成28年度第1回訪問歯科専門委員会会議要録 | H29.2.16 | 市政資料室 | 健康増進課 |
| 333 | 平成28年度第1回歯科口腔医学専門委員会 | H29.3.30 | 市政資料室 | 健康増進課 |
| 334 | 保健事業のまとめ～平成27年度～ | H29.3.31 | 市政資料室ホームページ | 健康増進課 |
| 335 | 平成28年度 第1回佐倉市廃棄物減量等推進審議会議事録 | H29.2.7 | 市政資料室 | 廃棄物対策課 |
| 336 | 平成29年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計予算書 | H29.2.15 | 市政資料室 | 廃棄物対策課 |
| 337 | 平成28年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算書(第3号) | H29.2.15 | 市政資料室 | 廃棄物対策課 |
| 338 | 第6回佐倉市立地適正化計画作成懇話会議事録 | H29.2.16 | 市政資料室ホームページ | 都市計画課 |
| 339 | 第29回佐倉市都市計画審議会議事録 | H29.2.21 | 市政資料室ホームページ | 都市計画課 |
| 340 | 佐倉市立地適正化計画 | H29.3.31 | 市政資料室 | 都市計画課 |
| 341 | 佐倉市地域公共交通網形成計画 | H29.3.31 | 市政資料室 | 市街地整備課 |
| 342 | 違反建築にご注意ください！一市街化調整区域では建築制限があり | H29.3.31 | 広報紙 | 市街地整備課 |
| 343 | 佐倉市施設白書(平成27年度版) | H29.2.14 | 市政資料室ホームページ | 資産管理経営室 |
| 344 | 佐倉市公共施設等総合管理計画 | H29.3.28 | 市政資料室ホームページ | 資産管理経営室 |
| 345 | 平成29年度発注予定 | H29.3.30 | 市政資料室ホームページ | 契約検査室 |
| 346 | 平成28年度 第8回 広報公聴委員会 会議録 | H29.1.6 | 市政資料室ホームページ | 議会事務局 |
| 347 | 平成28年度 第9回 広報公聴委員会 会議録 | H29.1.6 | 市政資料室ホームページ | 議会事務局 |
| 348 | 議長交際費の支出状況(平成28年12月分) | H29.1.10 | 市政資料室ホームページ | 議会事務局 |
| 349 | 平成28年度佐倉市議会意見交換会報告書 | H29.1.20 | 市政資料室ホームページ | 議会事務局 |

公表情報の一覧表(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

| | | | | |
|-----|------------------------------------|----------|------------------|---------|
| 350 | 委員会会議録(平成28年7月～9月・議会運営委員会、会派代表者会) | H29.1.24 | 市政資料室・ホームページ | 議会事務局 |
| 351 | 委員会会議録(平成28年8月～9月・決算審査特別委員会) | H29.1.27 | 市政資料室・ホームページ | 議会事務局 |
| 352 | 議長交際費の支出状況(平成29年1月分) | H29.2.10 | 市政資料室・ホームページ | 議会事務局 |
| 353 | 佐倉市議会会議録(平成28年11月定例会) | H29.2.14 | 市政資料室・ホームページ | 議会事務局 |
| 354 | 議長交際費の支出状況(平成29年2月分) | H29.3.10 | 市政資料室・ホームページ | 議会事務局 |
| 355 | 平成28年度 第10回 広報公聴委員会 会議録 | H29.3.30 | 市政資料室・ホームページ | 議会事務局 |
| 356 | 委員会会議録(平成28年10月～12月・議会運営委員会、会派代表者) | H29.3.30 | 市政資料室・ホームページ | 議会事務局 |
| 357 | 平成28年度 第11回 広報公聴委員会 会議録 | H29.3.31 | 市政資料室・ホームページ | 議会事務局 |
| 358 | 平成28年度定期監査及び行政監査報告書(第2回) | H29.3.23 | 市政資料室・その他 | 監査委員事務局 |
| 359 | 平成28年度監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表 | H29.3.23 | 市政資料室・その他 | 監査委員事務局 |
| 360 | 平成28年11月定例教育委員会会議録 | H29.1.18 | 市政資料室 | 教育総務課 |
| 361 | 平成28年11月定例教育委員会会議録(概要) | H29.1.18 | ホームページ | 教育総務課 |
| 362 | 平成28年12月定例教育委員会会議録(概要) | H29.2.15 | ホームページ | 教育総務課 |
| 363 | 平成28年12月定例教育委員会会議録 | H29.2.15 | 市政資料室 | 教育総務課 |
| 364 | 平成29年1月定例教育委員会会議録(概要) | H29.3.15 | ホームページ | 教育総務課 |
| 365 | 平成29年1月定例教育委員会会議録 | H29.3.15 | 市政資料室 | 教育総務課 |
| 366 | 平成28年度いじめ対策調査会会議録(要録) | H29.1.31 | 市政資料室・ホームページ | 指導課 |
| 367 | 平成28年度第2回いじめ対策調査会会議録(要録) | H29.3.13 | 市政資料室・ホームページ | 指導課 |
| 368 | 佐倉市教育センターだより 第41号 | H29.3.9 | 市政資料室・ホームページ | 教育センター |
| 369 | 平成28年度第2回佐倉市社会教育委員会議 会議録 | H29.3.17 | 市政資料室・ホームページ | 社会教育課 |
| 370 | 平成28年度第2回佐倉市公民館運営審議会会議要録 | H29.1.10 | 市政資料室・ホームページ | 中央公民館 |
| 371 | 平成28年度佐倉市民力レッジ第22期生卒業記念誌 | H29.2.10 | 市政資料室 | 中央公民館 |
| 372 | 平成28年度第3回佐倉市公民館運営審議会会議要録 | H29.3.22 | 市政資料室・ホームページ | 中央公民館 |
| 373 | 平成28年度第4回佐倉市公民館運営審議会会議要録 | H29.3.31 | 市政資料室・ホームページ | 中央公民館 |
| 374 | 佐倉学・学社連携事業特別展「和田小学校の誕生とその歩み」記録集 | H29.3.3 | 市政資料室・ホームページ・その他 | 和田公民館 |
| 375 | 平成27年度第2回図書館協議会会議 | H29.1.6 | 市政資料室・ホームページ | 佐倉図書館 |

佐倉市の個人情報保護

平成28年度 個人情報保護制度運用状況報告書

佐倉市総務部行政管理課

目次

| | | |
|-----|--|---|
| 1 | 保有個人情報取扱事務の届出等について | 2 |
| (1) | 保有個人情報取扱事務の実施機関ごとの内訳 | 2 |
| (2) | 保有個人情報取扱事務の届出事項 | 2 |
| (3) | 保有個人情報取扱事務に係る目的外利用の状況について | 3 |
| (4) | 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について | 3 |
| 2 | 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求の件数並びにその処理状況 | 3 |
| (1) | 開示請求の件数及びその処理状況 | 3 |
| (2) | 訂正及び利用停止請求の件数及びその処理状況 | 3 |
| 3 | 情報公開・個人情報保護委員に対する相談・苦情の申出等 | 3 |

1 保有個人情報取扱事務の届出等について
保有個人情報取扱事務総数は、645件です。(平成29年3月31日現在)

(1) 保有個人情報取扱事務の実施機関ごとの内訳

(単位：件)

| 実施機関の名称 | 部の名称等 | 取扱事務数 |
|------------|---------|-------|
| 市長 | 企画政策部 | 31 |
| | 総務部 | 18 |
| | 税務部 | 21 |
| | 市民部 | 67 |
| | 福祉部 | 119 |
| | 健康こども部 | 85 |
| | 産業振興部 | 24 |
| | 環境部 | 34 |
| | 土木部 | 38 |
| | 都市部 | 62 |
| | 危機管理室 | 10 |
| | 資産管理経営室 | 10 |
| | 契約検査室 | 3 |
| | 会計室 | 3 |
| 上下水道事業管理者 | | 38 |
| 議会 | | 3 |
| 監査委員 | | 1 |
| 選挙管理委員会 | | 11 |
| 農業委員会 | | 10 |
| 教育委員会 | | 56 |
| 固定資産評価委員会 | | 1 |
| 個人情報取扱事務総数 | | 645 |

(2) 保有個人情報取扱事務の届出事項

(単位：件)

| 内 容 | 説 明 | 取扱事務数 | 割 合 |
|-------------|--------|-------|-------|
| 保有個人情報の記録項目 | 戸籍的事項 | 644 | 99.8% |
| | 心身の状況 | 199 | 30.9% |
| | 家庭状況 | 242 | 37.5% |
| | 社会生活 | 418 | 64.8% |
| | 思想、信条等 | 15 | 2.3% |
| | その他 | 158 | 24.5% |
| 本人以外からの収集 | | 202 | 31.3% |

| | | |
|-----------|-------|----------|
| 経常的な目的外利用 | 3 3 | 5. 1 % |
| 経常的な外部提供 | 1 6 9 | 2 6. 2 % |
| 委託の割合 | 1 1 6 | 1 8. 0 % |
| 電子計算機処理 | 2 1 6 | 3 3. 5 % |

(3) 保有個人情報取扱事務に係る目的外利用の状況について

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る目的外利用は、11件です。

なお、経常的な目的外利用として届け出られているものを除きます。

(4) 保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況について

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る外部提供は、277件です。主な外部提供先は、警察署（145件）となっており、刑事訴訟法第197条第2項による照会に基づき提供したものです。

なお、経常的な外部提供として届け出られているものを除きます。

2 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求の件数並びにその処理状況

(1) 開示請求の件数及びその処理状況

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、25人の方から開示請求があり、これらの請求に対して実施機関が行った全部開示・部分開示等の処理状況は、次とおりです。

(単位：件)

| 請求 件数 | 公文書 件数 | 決定区分等 | | | | | |
|----------|-----------|----------|----------|-------------|------------|-----|----|
| | | 開示： 2 3 | | 不開示： 2 | | | |
| | | 全部 開示 | 部分 開示 | 1 6 条 各号 | 存否応 答拒否 | 不存在 | 却下 |
| 2 5 | 2 6 | 1 6 | 7 | 0 | 0 | 2 | 0 |

(2) 訂正及び利用停止請求の件数及びその処理状況

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、訂正及び利用停止請求はありませんでした。

3 情報公開・個人情報保護委員に対する相談・苦情の申出等

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、情報公開・個人情報保護委員に対する相談・苦情の申出等は、ありませんでした。

佐倉市の個人情報保護

平成28年度 個人情報保護制度運用状況報告書（資料編）

佐倉市総務部行政管理課

開示請求等の処理状況（一覧）

| 受付番号 | 公文書番号 | 請求年月日 | 請求区分 | 請求された保有個人情報の件名又はその内容 | 所管課等 | 決定等の内容 | | 不開示理由等 | 備考 | 整理番号 |
|------|--------------|----------|-----------------------------------|--|---------|----------|------|------------------------|-----|------|
| | | | | | | 年月日 | 内 容 | | | |
| 1 | 1 | 28.4.18 | 開示 | ○○○○氏の平成28年4月8日認定分に係る介護認定調査票及び主治医意見書 | 高齢者福祉課 | 28.4.25 | 部分開示 | 2号（印影） | | 242 |
| 2 | 2 | 28.4.25 | 開示 | ○○○○氏の平成28年4月8日認定分に係る介護認定審査会資料及び介護認定審査会議事録 | 高齢者福祉課 | 28.5.9 | 全部開示 | | | 243 |
| 3 | 3 | 28.5.31 | 開示 | ○○○○氏の平成28年4月8日認定分に係る介護認定調査票及び主治医意見書 | 高齢者福祉課 | 28.6.3 | 全部開示 | | | 244 |
| 4 | 4 | 28.6.7 | 開示 | ○○○○氏の住所異動届及び委任状（平成28年3月22日分） | 市民課 | 28.6.13 | 部分開示 | 2号（印影、電話番号、運転免許証番号） | | 245 |
| 5 | 5 | 28.6.28 | 開示 | ○○○○氏の住所異動届及び委任状（平成28年6月7日分） | 市民課 | 28.7.7 | 部分開示 | 2号（電話番号） | | 246 |
| 6 | 6 | 28.7.4 | 開示 | ○○○○氏の平成28年6月30日認定分に係る介護認定調査票及び主治医意見書 | 高齢者福祉課 | 28.7.7 | 全部開示 | | | 247 |
| 7 | 7 | 28.7.19 | 開示 | 平成28年度市政へのご意見中の○○○○氏の占める割合 | 秘書課 | 28.7.28 | 全部開示 | | | 248 |
| 8 | 8 | 28.8.4 | 開示 | ○○○○氏の平成28年7月28日認定分に係る介護認定調査票及び主治医意見書 | 高齢者福祉課 | 28.8.17 | 全部開示 | | | 249 |
| 9 | 9 28.8.19 | 開示 | ○○○○氏に係る平成27年度市民税県民税申告書及び添付書類 | 市民税課 | 28.8.30 | 全部開示 | | 2号（電話番号） | | 250 |
| 10 | | | ○○○○氏に係る平成27年度課税（所得）証明書交付申請に係る委任状 | | | 部分開示 | | | | |
| 10 | 11 | 28.8.26 | 開示 | ○○○○氏の平成28年8月22日認定分に係る介護認定調査票及び主治医意見書 | 高齢者福祉課 | 28.8.26 | 全部開示 | | | 251 |
| 11 | 12 | 28.8.26 | 開示 | ○○○○氏の平成28年8月25日認定分に係る主治医意見書 | 高齢者福祉課 | 28.8.31 | 全部開示 | | | 252 |
| 12 | 13 | 28.9.1 | 開示 | ○○○○氏の平成28年8月26日認定分に係る介護認定調査票及び主治医意見書 | 高齢者福祉課 | 28.9.6 | 全部開示 | | | 253 |
| 13 | 14 | 28.10.11 | 開示 | 印西市からの委託協議書及び児童台帳 | 子育て支援課 | | | | 取下げ | 254 |
| 14 | 15 | 28.10.12 | 開示 | ○○○○氏に係る住民票の写し等交付請求書 | 市民課 | 28.10.18 | 部分開示 | 2号（氏名、住所、印影） 3号（印影） | | 255 |
| 15 | 16 | 28.10.12 | 開示 | ○○○○氏の平成28年8月26日認定分に係る介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書 | 高齢者福祉課 | 28.10.13 | 全部開示 | | | 256 |
| 16 | 17 | 28.10.17 | 開示 | ○○○○氏に係る相談記録（家庭訪問の記録まで） | 児童青少年課 | 28.10.17 | 部分開示 | 2号（第三者の発言部分） | | 257 |
| 17 | 18 | 28.10.19 | 開示 | ○○○○氏に係る個人台帳 | 給排水課 | 28.10.21 | 全部開示 | | | 258 |
| 18 | 19 | 28.10.20 | 開示 | ○○○○氏の平成28年10月13日認定分に係る介護認定調査票及び主治医意見書 | 高齢者福祉課 | 28.11.11 | 全部開示 | | | 259 |
| 19 | 20 | 28.10.25 | 開示 | ○○○○氏とその世帯に係る住民票の写し等職務上請求書 | 市民課 | 28.10.31 | 不開示 | 不存在 | | 260 |
| 20 | 21 | 28.10.25 | 開示 | 平成28年10月7日発行の住民票の請求書 | 市民課 | 28.11.8 | 部分開示 | 2号（住所、氏名、生年月日、免許証番号等） | | 261 |
| 21 | 22 | 28.10.26 | 開示 | ○○○○氏の平成28年10月24日認定分に係る介護認定調査票及び主治医意見書 | 高齢者福祉課 | 28.11.1 | 全部開示 | | | 262 |
| 22 | 23 | 28.11.28 | 開示 | ○○○○氏の平成28年10月10日及び20日認定分に係る介護認定調査票及び主治医意見書 | 高齢者福祉課 | 28.12.6 | 全部開示 | | | 263 |
| 23 | 24 | 29.1.13 | 開示 | ○○○○氏の診療報酬明細書 | 健康保険課 | 29.1.25 | 全部開示 | | | 264 |
| 24 | 25 | 29.1.31 | 開示 | ○○○○氏の平成28年5月20日認定分に係る介護認定調査票及び主治医意見書 | 高齢者福祉課 | 29.2.7 | 全部開示 | | | 265 |
| 25 | 26 | 29.3.7 | 開示 | ○○○○氏及び○○○○氏に係る戸籍、附票、身分証明書の交付申請書（平成29年1月1日から平成29年3月7日まで） | 市民課 | 29.3.14 | 不開示 | 不存在 | | 266 |

保有個人情報取扱事務に係る目的外利用の状況について（一覧）

| 番号 | 保有個人情報取扱事務の名称 | 目的外利用をした保有個人情報 | 実施機関 | 目的外利用する所管課等 | 適用条項 | 目的外利用をした年月日 | 備考 |
|----|-------------------|---|---------------------|----------------|------|-------------|----|
| 1 | 生活保護法による援護措置事務 | 生活保護受給者の氏名・氏名カナ・性別・生年月日・住所・宛名番号 | 市長 (社会福祉課) | 児童青少年課 | 5号 | 28.4.12 | |
| 2 | 公金収納事務 | 水道使用者氏名等 | 上下水道事業管理者 (給排水課) | 児童青少年課 | 1号 | 28.5.12 | |
| 3 | 土地評価事務 | 地番図データ（大字界、筆界（評価分割線は含まない）、大字名、地番表示、地番引出線） | 市長 (資産税課) | 農政課 | 5号 | 28.9.8 | |
| 4 | 公金収納事務 | 水道使用者氏名等 | 上下水道事業管理者 (給排水課) | 建築住宅課 | 1号 | 28.9.26 | |
| 5 | 原発避難者特例法に基づく特例事務 | 原発避難者特例法に基づく原発避難者の住所、氏名 | 市長 (行政管理課) | 危機管理室 | 5号 | 28.10.3 | |
| 6 | 公金収納事務 | 水道使用者氏名等 | 上下水道事業管理者 (給排水課) | 高齢者福祉課 | 5号 | 28.12.27 | |
| 7 | 公金収納事務 | 水道使用者の開栓状況及び使用水量 | 上下水道事業管理者 (給排水課) | 建築住宅課 | 1号 | 29.1.18 | |
| 8 | 固定資産照会事務 | 所有者情報（所有者住所・所有者名） | 市長 (資産税課) | 土木河川課 | 5号 | 29.1.19 | |
| 9 | 固定資産照会事務 | 所有者情報（所有者住所・所有者名） | 市長 (資産税課) | 土木河川課 | 5号 | 29.2.8 | |
| 10 | 固定資産照会事務 | 所有者情報（所有者住所・所有者名） | 市長 (資産税課) | 土木河川課 | 5号 | 29.3.7 | |
| 11 | 介護保険要支援・要介護認定申請事務 | 介護保険要支援・要介護認定情報 | 市長 (高齢者福祉課) | 社会福祉課 危機管理室 | 1号 | 29.1.18 | |